

主要 10 カ国における制度分析

1. 調査目的

対象国の類型化にもとづき、各類型の代表国における 1980 - 2000 年の 2 変数 (T F R ・ F E R) の推移の背景にある制度の内容や特色を把握する。

2. 分析対象国

- ・対象国の類型化については、1/28 専門調査会で提示した類型化パターンのうち、1980 - 2000 年の T F R ・ F E R の動向で分類したもの (以下、「パターン 1」と記す。) を前提とする。
- ・パターン 1 のタイプ A ・ B ・ C ・ D それぞれについて、2 か国 (タイプ C については、対象国が多いため 4 か国とする。) を選定する。
- ・分析対象国の選定は、資料の収集可能性を考慮しつつ、1980 - 2000 年の 2 変数 (T F R ・ F E R) の推移状況にもとづいて、行うこととする。
- ・分析対象国を下表に示す。

図表 分析対象国

	分析対象国	選定の理由等
タイプ A	スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉国家の代表 ・1980 ~ 2000 年、女性労働力率は 50% を超える。
	フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> ・女性労働力率は、1980 年以降 50% 前後を推移。 ・1960 年代の独自の経済発展に伴い、社会保障・社会福祉も独特の発展を遂げる。 ・90 年代前半に不況に陥り、失業問題は未解決。
タイプ B	オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシェアリングに代表される労働政策の推進 ・1980 ~ 2000 年の 20 年間に女性労働力率が 20 ポイント以上上昇。その間、合計特殊出生率は 1.5 台を維持。
	アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・1980 ~ 2000 年の 20 年間に女性労働力率が約 10 ポイント上昇。その間、合計特殊出生率も上昇。 ・近年の合計特殊出生率の上昇については、移民の増加による影響が指摘されている。 ・全般に、施策・制度よりも民間サービスに拠る。 ・個人生活における就労の柔軟性と家族の重視。
タイプ C	ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポラティズム型の代表的な福祉国家 ・地域における子育て支援や保育サービスの充実
	イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省におけるワークライフバランスの取り組み ・家庭保育の重視
	カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・リソース・センターに代表される地域における子育て支援の充実
	フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・人口政策としての家族政策の推進 ・現金給付の充実
タイプ D	イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ・カトリック教会による社会福祉の推進 ・近年、日本と同様に若者の自立が社会問題となっている。
	日本	

3 . 分析項目・分析方法

- ・各国の2変数（TFR，FER）に推移の背景にある制度の考え方、内容を整理するが、主に次の4分野に注目して整理する。
 - 雇用関連制度（出産休暇、育児休暇、アフォーメティブ・アクション等）
 - 育児に対する経済的支援（児童手当等）
 - 地域における子育て支援（保育サービス等）
 - その他（教育、税制等）
- ・4分野について、各国の制度設計の考え方、制度実施の経緯等を整理した上で、2変数の推移に対して制度が果たした役割、影響度、制度間の補完的な効果等について考察をまとめる。

4 . 各国の制度分析

(1)スウェーデン

1)関連施策・制度の動向

- ・両親の仕事と家庭の両立支援のために、保育サービスが充実している。
- ・両親への育児休暇と給与保障の充実が図られている。

表 主な施策・制度

分野	施策・制度名	備考
雇用関連制度	育児休暇	両親合わせて 450 日まで育児休暇取得可能。両親ともに最低 30 日の育児休業取得が義務付けられる
	パートタイム労働法	パートタイム労働者等を保護する
育児に対する経済的支援	児童手当	おおよそ 16 歳までの児童の保護者（両親が保護者の場合は母親）に支給 :所得制限なし(支給月額:1人 750 クロナ(約 8,250 円)/月額 多子加算 第三子 227 クロナ(約 2,497 円)/月額 第四子 680 クロナ(約 7,480 円)/月額 第五子以降 850 クロナ(約 9,350 円)/月額)
	延長児童手当	児童が 17 歳以上でも学生の場合児童手当と同額を支給
	両親手当	8 歳もしくは基礎学校 1 年を終了するまでの子供の親に対して支給 両親あわせて合計 450 日まで取得可能 360 日は育児休業により得られなかった給料の 80% (最低 60 クロナ(約 660 円保障))保障 残り 90 日は日額 660 円保障
	臨時両親手当	12 歳以下の児童の病気等で介護のために休業する両親に支給 給料の 80% 保障
地域における子育て支援	プレスクール・公的デイケアセンター	フルタイムでの未就学児への保育と教育を行う場所 保育所とパートタイムグループがある。
	保育所	1～6 歳対象 教育的活動を中心とした託児施設 親の就労支援のため 1 日 10 時間～12 時間開設
	パートタイムグループ	4～6 歳児対象 1 日 3 時間 他の施設と併用されることが多い
	ファミリーデイケア	チャイルドマインダーが自宅でチャイルドケアを引き受ける、自治体のサービス。未就学児と、学校に通う子供たちの放課後の世話をし、両親の時間の都合に合わせて利用される

	オープンプレスクール	他のサービスを利用していない未就学児が利用可能。両親の付き添いが必須
	レジャータイムセンター	学校に通う子供達が、放課後や休日に利用できる。10歳から12歳の子供を対象とし、登録は必要ない
その他	両親教育	「母親ならびに小児保健センター」で実施 妊娠期間中から産後まで講習
	納税方式	個人単位課税方式

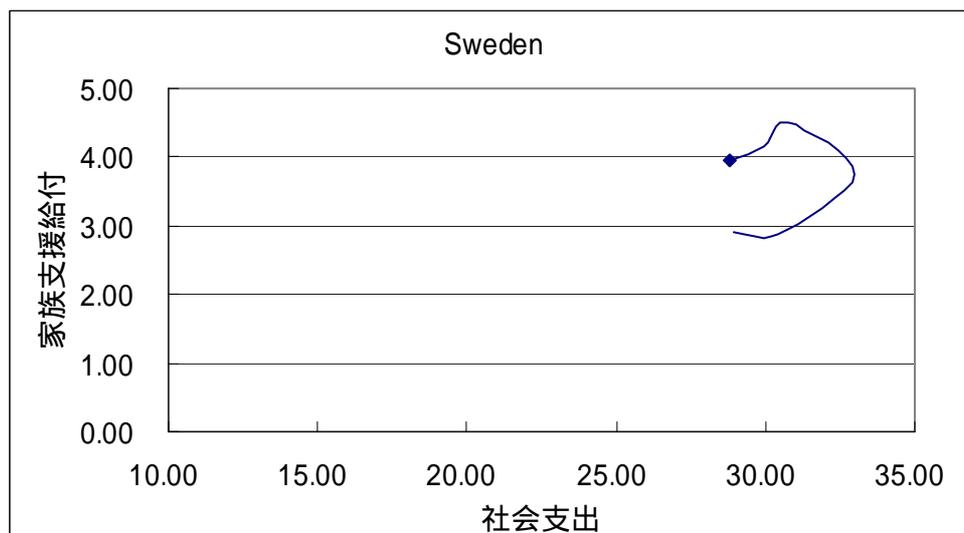
注：1 加ナ = 11 円で計算

表 過去30年間の主な動き

年代	年次	トピック	分野	概要
1970	1974	育児休業手当		子どもの責任を両親で分担することを目的とする。両親保険法に基づき、両親合算で最高480日の育児休暇が取得でき、うち390日間は休暇直前収入の80%、残り90日間は1日60クローナを支給する
	"	親休暇法		子どもの責任を両親ですするという新しい考え方を示した。子どもの8歳の誕生日、または小学1年終了時までの480日間の対象期間。
	"	育児休暇と看護休暇取得のための法律成立		子どもが4歳に達する前に6ヶ月の育児休暇、子どもが10歳になるまで利用可能な10日間の看護休暇(子どもの病気の場合)を同時に取得できる法律
	1975	就学前事業法制定		保育事業の一つとして、6歳児の就学前事業と特別のニーズを持つ就学前児童を対象として制定された
	1976	保育所入所に関する合意		保育ニーズへの対応を目的として、政府とスウェーデンコミューン連合の間に、1981年までに100000人の保育所入所の達成を取り決めた
	1976~	実質賃金低下		経済の不況により実質賃金が低下
	1979	公的両親教育の実施		国連子どもの権利条約第24条を具体化することを目的として、子どもの誕生を待つ間、あるいは誕生した時点で親をサポートし、両親教育と援助を行う
1980	"	労働時間の短縮		職業生活と家庭生活の両立を容易にするために、8歳以下の子どもを持つ両親は、一日の労働時間を8時間から6時間に短縮する権利を与えた
	1982	社会サービス法施行		社会福祉庁の役割は、スウェーデン全般の福祉サービスに責任を持ち、各自治体の福祉行政の管理運営を行い、自治体を基本とする福祉サービス路線を明確にした
	"	年金の受給資格期間付与		職業生活と家庭生活の両立を容易にするため、自宅で子どもを養育するものに対して、年金の受給資格期間を付与した
	1985	児童手当引き上げ		1976年以後の不況により実質賃金が低下し、家計状況が悪化していたため政策改正により、前年の手当額に比べ45.5%増の大幅引き上げがなされた
"	保育サービスへの権利保障		1991年までに保育サービスへの権利が保障されることが決定された	
1990	1990	バブル経済の崩壊		スウェーデン経済が悪化し、生活保護受給者数が増加した

	"	児童手当引き上げ	税制改革との関連で児童養育世帯の不利益を回避することを目的として、1990年、1991年と2段階で児童手当額を大幅に引き上げた
	1995	保育サービス提供を法的に義務付ける	コミュンが就労あるいは就学する親を持つ子ども(1歳から12歳)に対して親が希望するならば、保育サービスを提供することが法的に義務付けられた
	"	EU加盟	1994年に社会民主労働党が政権復帰後、EU加盟の賛否を問う国民投票が行われわずかに賛成が上回る結果となった
	1996	保育問題担当の移管	保育問題担当が、社会省から教育省に移管した
	1998	保育の規定が学校法へ移行	これまで社会サービス法に定められていた子どもの福祉と保育に関する規定のうち、保育の規定が学校法に移行した
2000	2000	児童手当支給額引き上げ	一般児童手当の支給月額が一人750クローナから850クローナに引き上げられた(2000年以降)
	"	両親手当の改善	三つ子以上の多子出産の場合、通常の両親手当に加えて180日分の両親手当が支給される(2000年以降)
	"	経済の回復	財政黒字へ

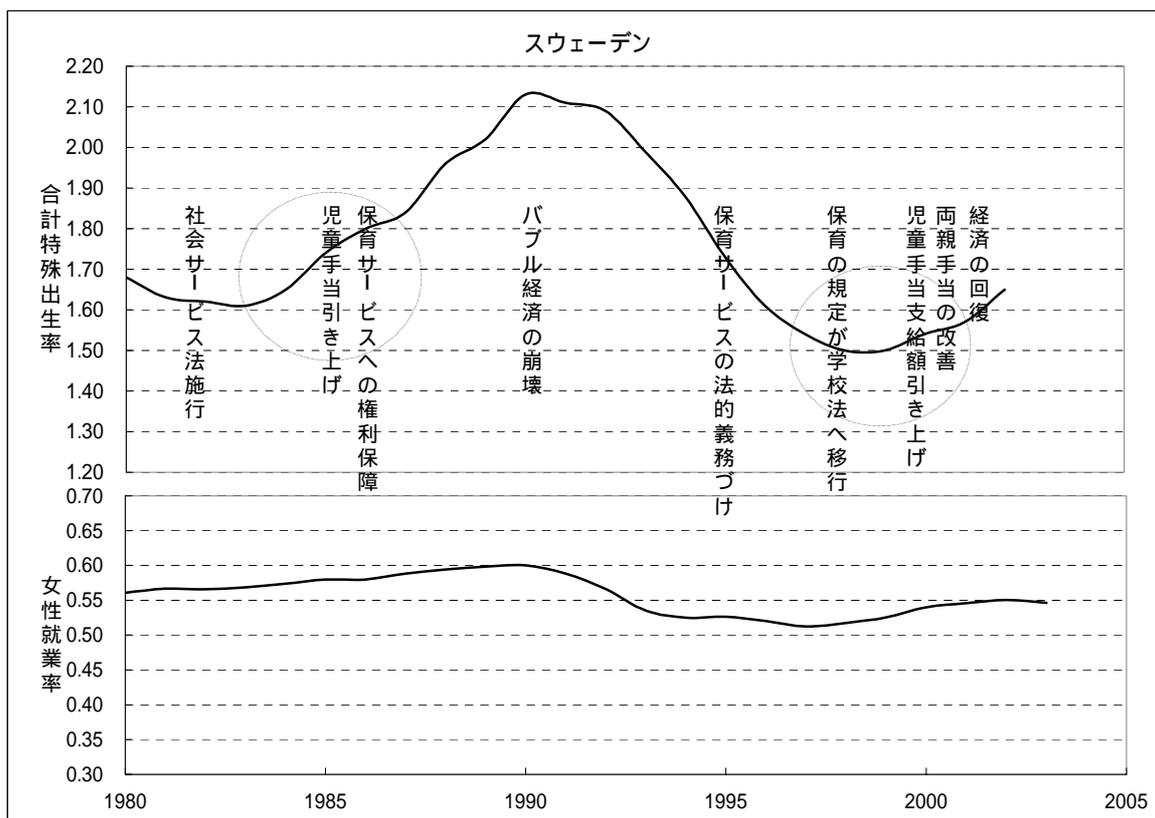
図 社会支出と家族支援給付の推移



2) 制度分析

- ・スウェーデンでは 1980 年代の前半に合計特殊出生率が上昇し、1990 年頃をピークに低下に転じたが、1990 年代の後半に下げ止まりを見せ、再び上昇してきている。
- ・1980 年代前半から中盤にかけては、児童手当の引き上げ、保育サービスへの権利保障などがなされており、1990 年代後半あたりでは、保育サービス提供の法的な義務づけが行われている。

表 1980 年から 2000 年の「合計特殊出生率(TFR)」と「女性労働力率(FER)」の推移



	TFR		FER	
	増減	動きの大きさ ¹	増減	動きの大きさ
1980～1985	+	小	-	小
1985～1990	+	大	+	中
1990～1995	-	大	+	大
1995～2000	-	中	-	小

TFR：90 年まで増加、以後減少。最終的には増加

FER：85 年まで減少 85～95 年で増加後 95 年から減少。最終的には増加

(2) フィンランド

1) 関連施策・制度の動向

- ・ 就学前の児童に対するケアが厚く、両親の仕事と家庭の両立の支援が図られている。
- ・ 自宅外保育を受ける子供の数が北欧の中では比較的低い（40%程度の利用率であり、北欧内では比較的低い）。育児休暇が充実している反面、施設が不十分な面がある。

表 主な施策・制度

分野	施策・制度名	備考
雇用関連制度	母親休暇制度	産前 30 日から 105 日間取得可能(日曜祝日は除外される)
	両親休暇制度	母親休暇終了後 158 日間を両親で配分して取得可能
	育児休暇制度	児童が 3 歳になるまでに、1 回のみ両親のいずれかが自宅保育をし、その後復職できる権利を持つ。その間の給与は保障されない。
	労働時間短縮	両親は児童が就学年齢に達するまで労働時間を短縮できる
	一時休暇	10歳以下の児童が病気の場合両親はそれぞれ年に4日まで取得可能 給与保障なし
育児に対する経済的支援	社会保険	休暇中の給与保障
	母親日当金	出産予定日の 30～50 日前から出産から 105 日を上限に母親に給付
	父親日当金	母親日当金の対象期間中 6 日 + 出産時 6～12 日分父親に給付
	両親日当金	母親日当金支給後 158 日間両親どちらかに支給
	母親手当	妊娠中の女性に、新生児の衣類・育児用具等の詰め合わせの「母親セット」の現物給付か、現金給付(140 ユーロ(約 18,900 円))のどちらかを選択させて支給
	保育追加金	全ての 17 歳以上の児童を養育する親に対し毎月支給(児童数:1 人目 90 ユーロ(約 12,150 円)/月額 2 人目 110.50 ユーロ(約 14,971 円)/月額 3 人目 131.0 ユーロ(約 17,685 円)/月額 4 人目 151.50 ユーロ(約 20,452 円)/月額 5 人目以上 1 人につき 172.00 ユーロ(約 23,220 円/月額)/月額):所得制限なし
	パートタイム保育手当	育児のために労働を週 30 時間以下にしているものに月額 63.07 ユーロ(約 8,514 円)/月額支給
	自宅保育補助金	3 歳未満の児童の保育を自宅で行う場合に支給 その他に 7 歳未満の自治体保育を受けていない児童 1 人につき増額 支給額は所得と世帯人員数で変化
	民間保育補助金	民間保育の利用に補助
	保育追加金	低所得家庭への保育費補助
地域における子育て支援	自治体保育	全日制・パートタイムで利用者の都合に応じる。24 時間保育もあり
	保育所	12～25 人の児童を 3 人の保育者が受け持つ 都市部・低年齢児に多い
	家庭内保育	チャイルドマインダーの自宅で保育 非都市部・高年齢児に比較的多い
	就学前教育	6 歳児対象 任意参加 全体の半数程度利用
その他	家庭相談所	自治体設置の家庭相談所の利用が多く活用されている。年のべ 20 万人

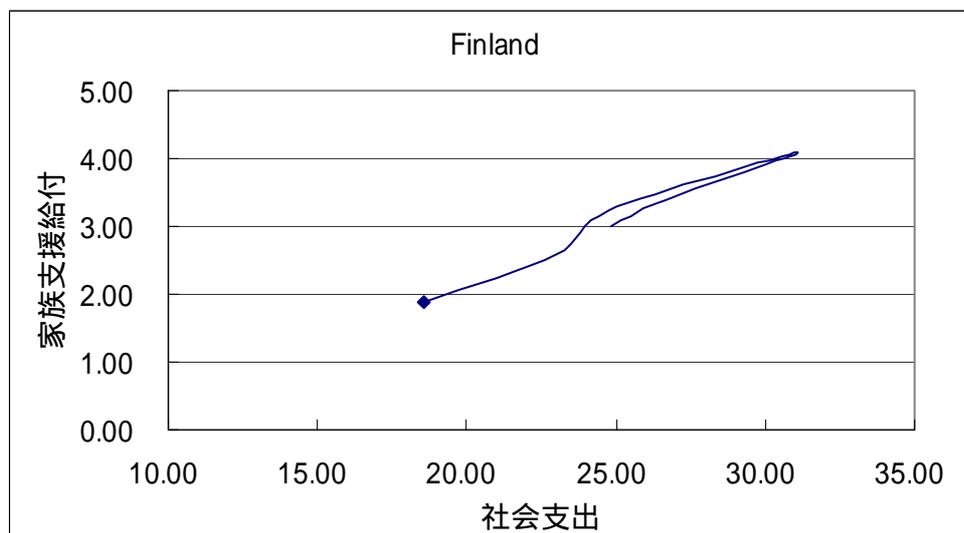
注：母親日当金、父親日当金、両親日当金の金額は受給者の課税対象労働収入に基づき算出される。最低 11.45 ユーロ(約 1,545 円)

注：1 ユーロ = 135 円として計算

表 過去30年間の主な動き

年代	年次	トピック	分野	概要
1970	1970 頃	保育サービスの拡充		全日制保育サービスの大部分が保護者の自宅で実施される家庭保育によって供給されていた
	1972	国民健康法発行		医療・保健政策として発効された
	1973	保育に関する法律発効		自治体保育を、女性労働と育児の両立を支援する社会サービスとして整備
1980	1980 後半	自宅育児手当導入		自宅で育児をする家族を対象
		保育サービスの水準達成		保育サービスの供給が、需要に見合う水準に達した
1990	1990	経済不況		深刻な財政危機と大量失業に直面した
	1995	EU加盟		統合ヨーロッパ形成に伴う市民概念の拡大と人的移動の自由化がより現実的課題として認識されるようになった
	1997	民間保育補助金支給		民間保育の利用について民間保育補助金が支給されるようになった

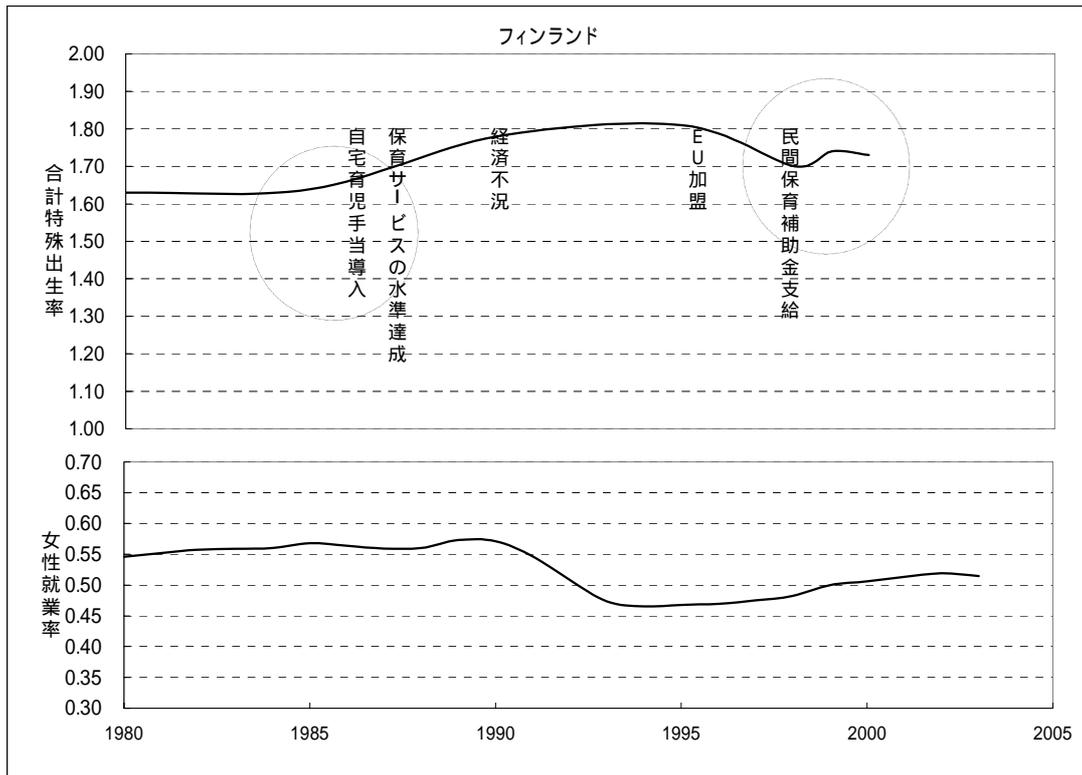
図 社会支出と家族支援給付の推移



2) 制度分析

- ・フィンランドでは、1980年代後半に合計特殊出生率が上昇し、1990年代中盤をピークに一旦低下したが、1990年代後半に下げ止まりを見せている。
- ・1980年代後半では自宅育児手当の導入や保育サービスの十分な供給がなされており、1990年代後半では民間保育の利用について補助金の支給が開始されている。

図 1980年から2000年の「合計特殊出生率(TFR)」と「女性労働力率(FER)」の推移



	TFR		FER	
	増減	動きの大きさ ¹	増減	動きの大きさ
1980～1985	+	小	+	中
1985～1990	+	中	-	小
1990～1995	+	小	-	大
1995～2000	-	小	-	中

TFR：継続して増加。最終的には増加

FER：95年までは増加、95年からやや減少。最終的には減少。

(3) オランダ

1) 関連施策・制度の動向

- ・労働団体が強く、労働者の働きやすい制度が整っている。女性労働力の確保の観点からの制度整備が進展してきた傾向が見られる。
- ・労働組合の力が非常に強く、事業主のサービス供給が比較的多い。また保育サービスにも使用者による補助が多い。
- ・仕事と個人の生活のバランスや家族の育児役割を重視する傾向が見られる。
- ・最低賃金や休暇についてのパートタイムとフルタイムの格差是正など、労働市場の柔軟化を高める政策に力を入れる傾向が見られる。

表 主な施策・制度

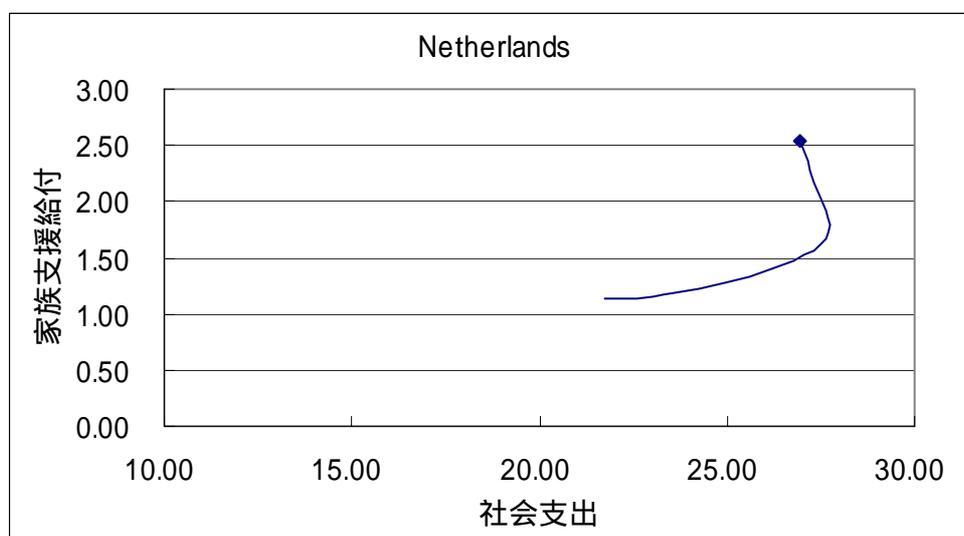
分野	施策・制度名	備考
雇用関連制度	出産休暇	産前6～4週間、産後10～12週間の計16週間 その間給与の100% (163.33ユーロ(22,049円/月額)上限)保障
	育児休暇	児童が満8歳になるまで最長6カ月間に週労働時間の半分を休暇として取得可能。フルタイムで取得する場合は最大13週間。民間の労働者は労働協約に特別の定めがない限り無給。公的部門の労働者は賃金の75%まで支給される
	父親休暇	2日間休暇取得可能 給与は使用者が100%負担
	パートタイム労働法	フルタイム、パートタイム労働の均等待遇を保証する
育児に対する経済的支援	児童手当	18歳未満の児童を養育するものに支給:所得制限なし 0～6歳未満:176.62ユーロ(約23,843円) 6～12歳未満:214.46ユーロ(約28,890円) 12～18歳未満 252.31ユーロ(約34,061円)(月額)
	所得税控除(児童控除)	18歳未満の児童がいる世帯の最高所得者の年収に応じて控除
	所得税控除(補足児童控除)	18歳未満の児童のいる世帯での最高所得者が65歳未満の場合と、18歳未満の児童が3人いる場合はさらに控除
	所得税控除(1人親控除)	1人親の場合1,380ユーロ(約186,300円)控除、さらに16歳未満の児童を持ち就労しているものは、所得の4.3%(2,762ユーロ(372,870円)上限)控除
	所得税控除(コンビネーションタックスクレジット)	12歳未満の児童を持つ就労している親は、1人につき225ユーロ(30,375円)控除、さらに共働きの場合は290ユーロ(39,150円)控除
地域における子育て支援	保育所	0～4歳対象 ほとんどの場合全日での利用はされない。親や親族による保育と併せて週に2～3日時間単位で利用するのが一般的
	学童保育	4～12歳対象
	チャイルドマインダー	0～12歳対象 保育所、学童保育と同じ基準求められる
その他	コンビネーションシ・シナリオ(1.5モデル)	男女とも0.75人分(二人で1.5人分)働くというもので、これまでの男女の役割分担を見直し、家事労働を夫婦で分担しようというもの。画一的な男女の均等ではなく、家庭の事情に応じた幅広い働き方を実現するという政府理念である。

注: 1ユーロ=135円として計算

表 過去30年間の主な動き

年代	年次	トピック	分野	概要
1970	1973	第1次石油ショック		天然ガスの生産で潤っていた経済モデル(天然資源へ依存した経済)が崩壊し、いわゆるオランダ病といわれる経済不況に陥った
	1976	児童手当実施		子育て家庭に対する経済支援が、所得控除から税額控除へ、さらに児童手当に置き換える制度改革を実施
	1979	第2次石油ショック		1973年と同様の経済不況により、経済的打撃を被った
1980	1982	ワッセナーの労使合意		高失業率、高インフレ、巨額の財政赤字という危機的状況回避のために労使により締結された(労働組合は賃金の抑制、使用者は雇用の維持と労働時間の短縮、政府は財政支出の抑制及び減税にそれぞれ努める)
	1989	一般児童手当		所得及び国籍に関係なく、子育てに関する費用を援助する目的で支給。18歳未満の子どもを持つ者が対象
1990	1990	出産休暇		所得補償期間が延長された
	1993	労働法改正		同一職種の労働者は、労働時間に応じた均等の賃金を得る権利を有する(格差是正)
	1996	労働時間法改正		柔軟な労働時間の編成を可能とした(1.5モデルと呼ばれる働き方が可能となった)
	"	フルタイム・パートタイム労働の均等待遇に関する法律		賃金、休暇、試用期間、解雇規制、年金等についてパートタイムとフルタイムの均等待遇を保証した
	1998	新しい保育に関する法律		保育施設への補助金を増加することにより、保育施設の数を増やす
	1999	雇用の柔軟性と安定のための法律		フレックスワークの地位を強化
2000	2000	労働時間調整法		労働時間の増減を使用者に要請する権利を労働者に認めた
	2001	労働とケア法施行		育児や介護など労働とケアの両立を容易にするための休暇制度を定めた

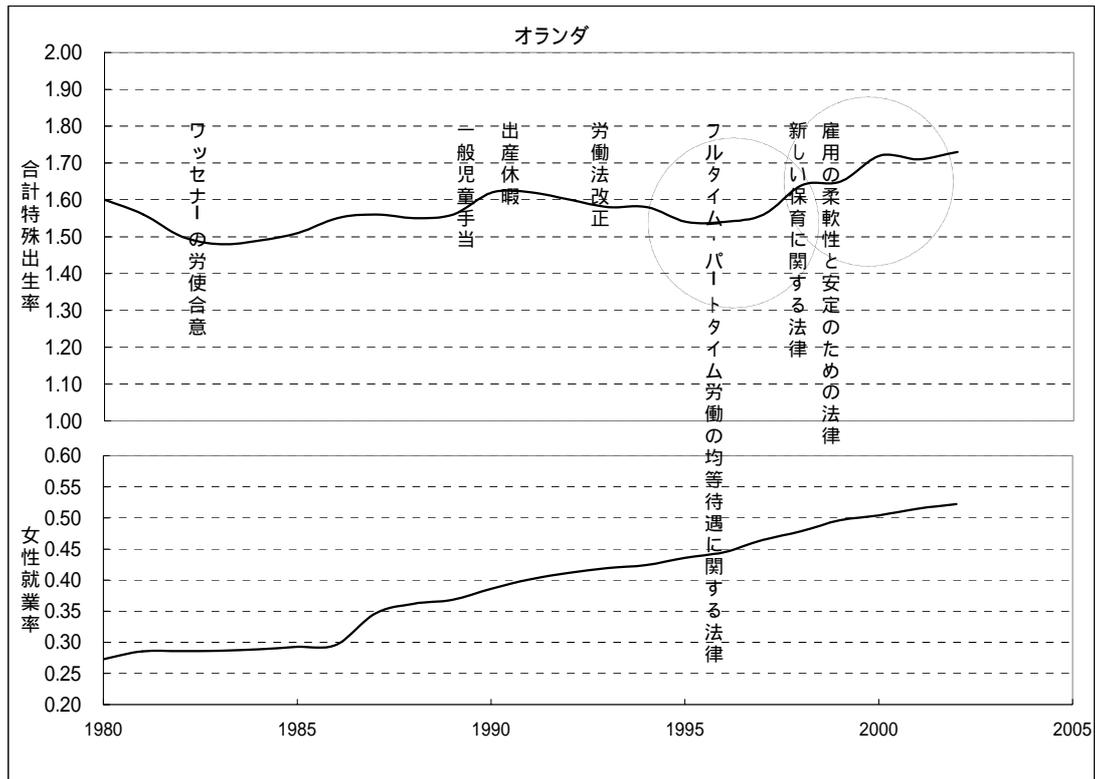
図 社会支出と家族支援給付の推移



2) 制度分析

- ・オランダでは、1990年代半ばを底に、合計特殊出生率が上昇している。また、1990年代後半から2000年初頭にかけてさらに上昇している。
- ・1990年代半ばにフルタイム・パートタイム労働の均等待遇に関する法律が制定され、1990年代後半には新しい保育に関する法律が制定されている、

図 1980年から2000年の「合計特殊出生率(TFR)」と「女性労働力率(FER)」の推移



	TFR		FER	
	増減	動きの大きさ ¹	増減	動きの大きさ
1980～1985	-	小	+	小
1985～1990	+	中	+	大
1990～1995	-	小	+	中
1995～2000	+	中	+	大

TFR：5年期ごとに減少 増加を繰り返し、最終的には増加

FER：継続的に増加、特に85～90、95～00に大きく増加。最終的には増加

(4) アメリカ

1) 関連施策・制度の動向

- ・アメリカは、自由主義的政策志向により、家族政策においても、政治の介入を好ましく思っていない面がある。その結果、残余主義的貧困対策に焦点を当てた施策が中心となっている。
- ・州ごとに基準が異なる。
- ・公的な保育施設は未発達であるが、代わりに保育産業や多様な私的保育施設が発達している。
- ・男女ともにフルタイムで就業し、職業的キャリアを求めるとともに、子育て機能は外部化する傾向が見られる。

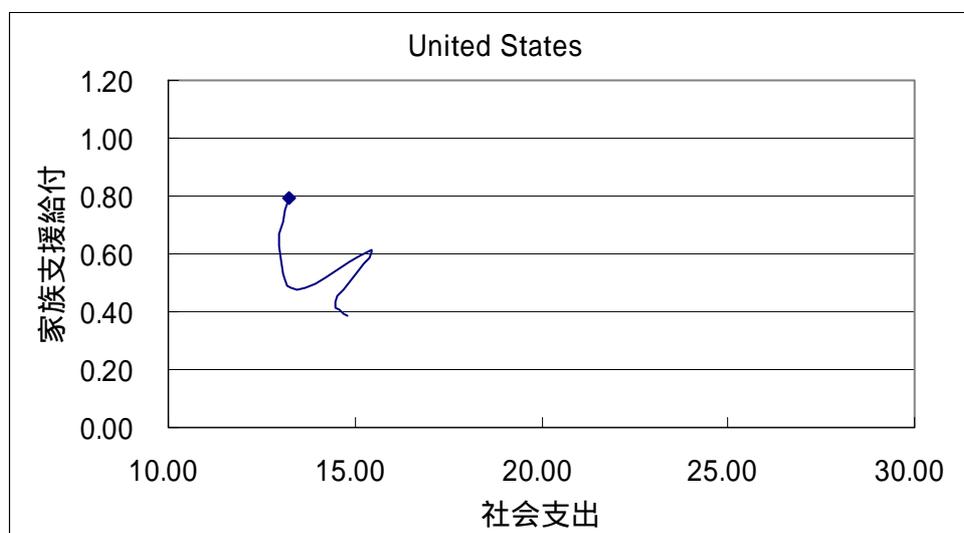
表 主な施策・制度

分野	施策・制度名	備考
雇用関連制度	医療休暇	出産のために就労できない期間として取得 (当該 12 ヶ月以内の取得で 12 週間)
	家族休暇	育児のために就労できない期間として取得 (当該 12 ヶ月以内の取得で 12 週間)
育児に対する経済的支援	扶養控除	扶養家族を持つ低所得、中所得世帯対象
	保育・介護税額控除	共働き世帯か、働く片親世帯で保育費がかかる 13 歳以下の子、または障害者がいる世帯対象
	児童税額控除	17 歳以下の子どもがいる低・中所得世帯対象
	追加児童税額控除	17 歳以下の子どもが 3 人以上いる世帯対象
地域における子育て支援	CCB(育児支援部)	連邦政府保育プログラムを中心課題とする組織(貧困家庭への育児支援体制のみならず、就労と育児の両立支援として、一般的な保育サービスも目指す)
	NCCIC(National Child Care Information Center)	保育技術援助ネットワークの一環として CCB 内で推進しているプログラム(保育普及システムを補い、強化し、推進するために必要な全国的な保育情報提供のための活動を推進している)
	デイ・ケア・センター	組織的施設で行う保育
	在宅デイ・ケア・ホーム	保育者の家で何人かの子どもたちの面倒を見る
	CCI (Child Care Inc.)	ニューヨーク市の保育資源に関わる情報提供、および保育委託のための組織のひとつ
	BHFS(Bright Horizons Family Solutions)	民間育児支援サービス
その他	納税方式	複数税率による選択制

表 過去30年間の主な動き

年代	年次	トピック	分野	概要
1970	1971	包括的児童発達法案の提出		女性がひとりで賃労働をしながら育児を行うようなシステムへのニーズの高まりを背景とする。医療・教育・栄養・ソーシャルサービスなどを含めた広範な保育を、デイケア施設のネットワークを通じて未就学児と学齢期に与えるというもの
1980	1980	財政赤字		急激な財政赤字の増加
	1983	社会保障法修正		社会保障制度の再建案として修正された
	1988	家族援助法		女性が就業することと育児との調和の問題に対し、政策的に支援プログラムを設立した
1990	1990	Child Care and Development Block Grant プログラムの設立		-
	"	At-Risk Child Care プログラムの設立		-
	"	不景気		-
	1993	家族及び医療休暇法		政府が、プライベートな領域である家族の問題に、法的措置を講じた
	"	EEOC「アドミニラティブ・ディスピュート・リゾリューション」方式		雇用機会均等委員会が実験的に行った斡旋方式(第三者に斡旋手続きを委託するもの)
	1995	児童家庭庁に保育局設置(CCB)		貧困対策としての保育でなく、就労との両立のための子育て支援も含めて、より幅広い分野を対象とするようになった
	1996	AFDCの改革		TANFという形で登場し、就業準備、就業、結婚によって家族の政府の援助に対する依存をなくすことを目的の一つとしている
	1998	保育定額補助金設立		クリントン大統領の「保育サービスの充実が、アメリカの家庭にとって必要」との声明により設けられた
2000	2003	子どもと家族の安全維持法		児童保護を目的として成立 (児童虐待防止と対策法、養子縁組の機会と捨て子救助法、家庭内暴力防止とサービス法の3つを含む)

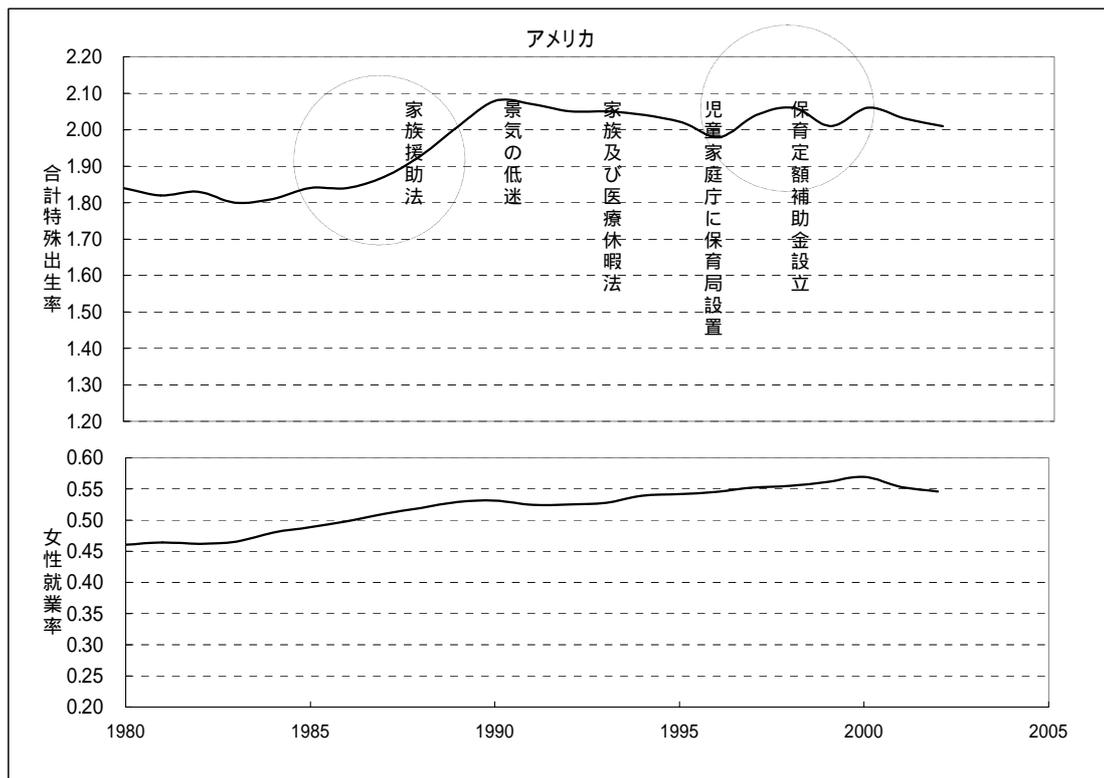
図 社会支出と家族支援給付の推移



2) 制度分析

- ・アメリカでは、1980年代後半に合計特殊出生率が増加し、1990年頃に減少に転じたが、1990年代半ばに再び合計特殊出生率が増加している。
- ・1980年代後半に家族援助法が制定されている。また、1990年代半ばには児童家庭庁に保育局が設置され、就労との両立のための子育て支援を含む幅広い分野を対象にすることになっている。

表 1980年から2000年の「合計特殊出生率(TFR)」と「女性労働力率(FER)」の推移



	TFR		FER	
	増減	動きの大きさ ¹	増減	動きの大きさ
1980～1985	+	小	+	中
1985～1990	+	中	+	中
1990～1995	-	小	+	小
1995～2000	+	中	+	中

TFR：1990年まで増加、95年まで微減後、増加。最終的には増加

FER：継続して増加。ただし90～95は微増 最終的には増加

(5) ドイツ

1) 関連施策・制度の動向

- ・ ナチス時代の反省から出生促進政策には消極的な歴史背景を持つ反面、育児負担の社会化を志向し、育児に対する経済支援は厚い。
- ・ 児童手当か税控除のどちらかを選択できる。所得の高い世帯にとっては、税控除の方が有利になっている。
- ・ 子育ては家庭で行う価値観が根強く、保育施設の整備の遅れが見られる。
- ・ 保育施設の供給主体は概ね公立：私立 = 3：7となっている。私立は宗教系が多い。

表 主な施策・制度

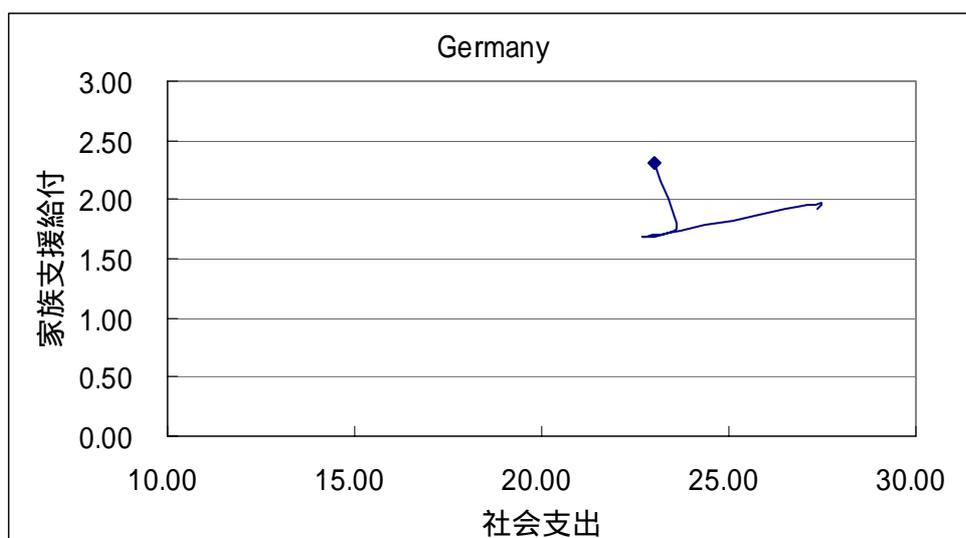
分野	施策・制度名	備考
雇用関連制度	出産休暇	産前6週から産後8週まで計14週間女性の労働禁止(ただし産前6週は本人の就労意思の表明があれば就労可能)
	両親休暇	児童が3歳になるまでの期間、両親併せて最長3年取得可能。4回までの分割取得、両親の同時取得可能 使用者の同意があれば、休暇期間中週30時間以内のパートタイム就業が可能
	パートタイム労働法	パートタイム労働者に対する不利益取り扱いを禁止する
育児に対する経済的支援	児童手当	第三子まで 1人につき154ユーロ(約20,790円)/月額 第四子以降 1人につき179ユーロ(約24,165円)/月額 :所得制限なし
	児童扶養控除	児童1人につき5,808ユーロ(約784,080円)控除
	育児手当	月307ユーロ(約41,445円)/月額 生後24ヶ月まで支給 ただし支給期間を12ヶ月に短縮することにより、5割増の460ユーロ(約62,100円)/月額 の受給も可能 :所得制限あり(7ヶ月以降は所得制限額がさらに上昇)
	住居に関する児童加給	児童が居る家庭が住居を購入・建築した場合に支給
地域における子育て支援	保育所	0歳~3歳 全日保育
	幼稚園	3歳~6歳(就学前) 保育時間は多様 全日・パートタイムあり
	放課後の学童保育所	就学年齢
	KITA	上記の3もしくは2施設を一箇所にまとめた施設。主に全日制
	チャイルド minder	保育者の家庭での保育 概ね0歳~3歳
	就学前クラス	5歳児対象 午前中だけのパートタイム施設
その他	納税方式	複数税率による選択制
	年金優遇措置	育児期間中を保険料納付期間に算入

注：1ユーロ = 約135円として計算

表 過去30年間の主な動き

年代	年次	トピック	分野	概要
1970	1975	児童手当の抜本的改革		児童手当の抜本的改革を受けて、児童手当と児童扶養控除の廃止により、税法の中で統一的に処理され、90%以上の対象家庭が有利になる
	1978～79	児童手当給付引き上げ		1978年に第2子について70マルクから80マルク、第3子以降について120マルクから150マルクに引き上げ、次いで1979年に第3子以降について150マルクから200マルクに引き上げを実施
	"	母性休業法		働く母親が安心して家庭での育児に専念できるよう、母性休業期間が4ヵ月延長され、休業手当も支給することとした
1980	1980	男女平等待遇法		採用、昇進、指示、解雇の際に性別による不利益取り扱いの禁止
	1982	児童手当削減(給付額引き下げ)		経済不況と財政難を背景として、財政節減対策のなかで、第2子および第3子について、それぞれ20マルク程度支給額が引き下げられた
	"	児童手当削減(給付対象者引き下げ)		支給対象児童の基本となる年齢上限が、18歳から16歳に引き下げられた
	1985	就業促進法(ジョブシェアリング)		一つの職の労働時間を二人以上の労働者で分割する雇用形態で、これにより家庭と職業の両立を可能にする
	"	遺族年金における男女格差を解消		男女平等と女性の年金権確立のため、生後1年間子どもを養育した専業主婦について、その期間を保険加入したものとし、平均賃金の75%の収入を得て保険料を納付したものとする
	1986	家族手当の創設		家庭内の無償の育児行為を、社会的経済的に評価することを通じて、子どもが生まれて小さい間は安心して家庭で育児に従事できるようにすることを目的として、育児のために就労できない親(父または母)に育児手当を支給 それまで就労していた親に対し職場復帰を保障 年金における育児期間の算入
1990	1990	ドイツ統一		社会福祉システムの発展
	1992	年金改革法施行		1985年の遺族年金、養育期間法の趣旨を拡大し、子どもの養育に関する見なしの保険加入期間を1年から3年に延長。
	1994	男女同権法成立		女性活用促進、男女の機会均等の強化、職場における性的いやがらせ(セクハラ)対策を重点項目として成立、施行された
	1996	税法改正(児童手当・扶養控除の統合)		児童手当の受給か、児童扶養控除を受けるかの選択が可能となり、双方の額が大幅に引き上げられた(月収総額が独身者で7000マルク、既婚者で1万2000マルクを上回らない限り、児童手当を受給するほうが有利に働く)
	"	幼稚園全入権の制定		全ての3歳児に対して、法律上幼稚園入園を権利として請求できる(1998年以降に幼稚園全入が実現)
	1997	母性保護法改正		子育てと仕事の両立を支援する施策として制定された(産前6週間(任意)、産後8週間(強制)の就業禁止、妊産婦の超過勤務・夜勤・祝休日勤務の禁止)
2000	2000	育児手当・休暇制度の改革		父親の育児休暇取得を促進することも目標の一つ
	"	パートタイム・有期法制定		パートタイム労働者の権利を強化し、パートタイム労働を拡大することを目的としている
	2001	親時間制度		「育児休暇」を「親時間」に改められた
	"	連邦平等法		連邦公務部門における男女平等を規定(これ以前は1994年制定の「第二次同権法」)

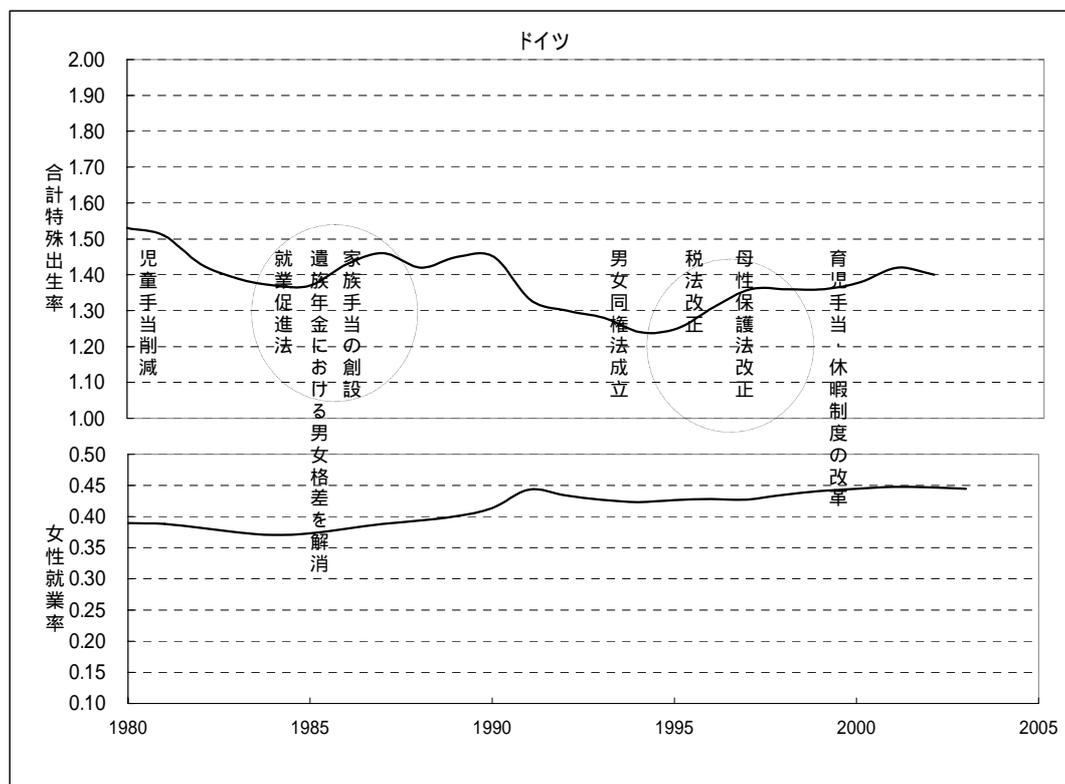
図 社会支出と家族支援給付の推移



2) 制度分析

- ・ドイツでは、1980年代後半に合計特殊出生率が上昇し、1990年以降減少を続けたが、1990年代半ばを底に、再び合計特殊出生率が増加している。
- ・1980年代後半には、就業促進法の制定、遺族年金における男女格差の解消、家族手当の創設が行われている。また、1990年代後半には税法の改正による児童手当や児童税額控除の額の大幅引き上げや、母性保護法の改正による妊産婦の超過勤務の禁止等がなされている。

表 1980年から2000年の「合計特殊出生率(TFR)」と「女性労働力率(FER)」の推移



注:1998年以前は5年刻みの値

	TFR		FER	
	増減	動きの大きさ ¹	増減	動きの大きさ
1980～1985	-	中	-	小
1985～1990	+	小	+	中
1990～1995	-	中	-	小
1995～2000	+	中	+	小

TFR：5年ごとに減少 増加を繰り返し、減少

FER：5年ごとに増加 減少を繰り返し、増加

(6) イギリス

1) 関連施策・制度の動向

- ・アメリカほどではないが、家族保育を中心とした残余主義的な性格を持つ。
- ・保育所の整備が遅れており、チャイルドマインダーとプレイグループが普及している。
- ・伝統的に労使関係は当事者間で解決されるべきという考え方があったが、近年、男女の賃金格差の是正、育児・介護のための休暇制度の法制化等が進みつつある。

表 主な施策・制度

分野	施策・制度名	備考
雇用関連制度	出産休暇	出産 14 週前から取得であり、計 26 週間取得可能。出産予定日 11 週前の時点で 1 年以上の勤務があるものには、さらに 26 週の休暇が取得可能
	育児休暇	1 年以上勤務している労働者(1999 年 12 月 15 日以降に出産した場合)を対象。子どもが 5 歳に達するまでの期間に、その両親は少なくとも 13 週間の育児休暇(無給)が取得可能
	両親休暇	1 人の親が 1 人の子供につき 13 週まで取得可能。休暇中の給与保証はない
	父親休暇	生後 56 日まで取得可能。休暇中の給与は 100 英鎊(約 20,000 円)か、100 英鎊以下の給与の 90%が支給される
	パートタイム労働法	パートタイム労働者に対する不利益な取り扱いを防止する
	フレキシブルワーキング法	
育児に対する経済的支援	児童手当	16 歳未満の児童(全日制学生の場合は 19 歳未満)を養育するものに対して給付。一週間にあたり、第一子に関しては 14.40 英鎊(約 2,880 円)(1 人親かつ所得補助受給者の場合 17.10 英鎊(約 3,420 円))、第二子以降、1 人につき 9.60 英鎊(約 1,920 円)増額 : 所得制限なし
	単親給付	児童給付受給者であり、かつ児童養育責任を単独で負うものに対して給付。第 1 子についてのみ、5.85 ポンド: 所得制限なし
	就労家族税額控除	週 16 時間以上就労かつ、児童手当の対象となる児童を養育しているものの税控除 年収上限 1200 万円 控除額一週あたり最大: 児童数 1 人: 38 英鎊(7,600 円) 2 人: 65.70 英鎊(13,140 円) 3 人: 93.30 英鎊(18,660 円)
	法定出産給付	出産予定日 15 週間までに 26 週間以上勤務し週 77 英鎊以上の所得があった女性に職場を通じて支給。26 週間支給。初めの 6 週間給与の 90%(上限なし)以後 102.80 英鎊か給与の 90%(ただし給与が週 102.80 英鎊以下の場合のみ)。支給給付条件に満たない者にも、出産前 66 週中 26 週以上労働していれば、出産 6 週前から 2 週間まで 100 英鎊(約 20,000 円)か 100 英鎊以内での給与の 90%が受給できる
	出産手当金	所得補助受給中の母親に対し、1 人の出産につき 100 英鎊(約 20,000 円)支給

地域における子育て支援	チャイルド minder	地方当局に登録したものが自宅で5歳以下の児童を保育する制度
	保育所	利用は少ない
	プレイグループ	民間団体や母親たちが自主的に組織したグループ。教会や公共施設を利用して、週数回開催。非常によく利用されている
	ナニー	子どもの保護者が直接契約して、子どもの自宅で育児をするサービス(保育者の資格や経験については規制なし)
	オー・ペア	学校に行きながら保育サービスを行う女子学生で、短期の語学留学生が英語を学びながらのアルバイトとして実施することもある
	ナーサリークラス、ナーサリースクール	2歳から5歳の子どもを対象とする、就学前の児童に対する教育サービスで、学校の学期期間中に開設される(自治体が運営するケースが多い)
その他	家族支援	イギリスでは家族が児童の保育をするモデルが最も望ましいと考えられており、家族の崩壊を予防することにより、児童を保護する機能としての家庭を利用
	納税方式	個人単位課税 配偶者に対する控除(就労税額控除)

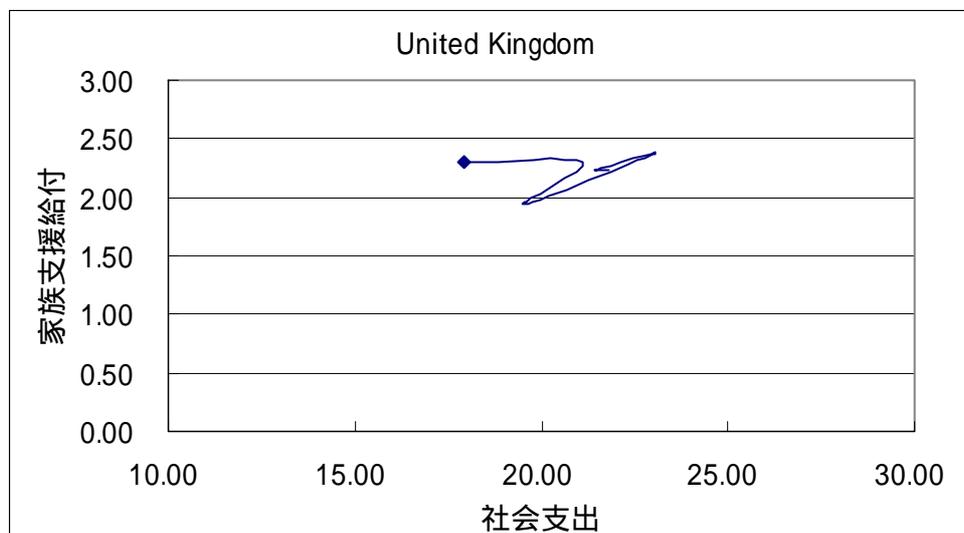
注：1 £ = 200 円で計算

表 過去30年間の主な動き

年代	年次	トピック	分野	概要
1970	1970	同一賃金法制定		賃金、時間外労働、休日等の労働条件の平等待遇をめざして制定
	1975	性差別禁止法制定		雇用分野に加え、教育、物品・施設・サービスの供与、広告に関する差別を禁止することを目的としたもの
	1975	児童給付		子どものいるすべての家族に対する経済的援助として、それまでの家族手当に代わり法改正により登場
	1977	児童扶養控除段階的引き下げ		子育て家庭に対する経済的援助を、児童給付に一本化するため
	1979	児童扶養控除廃止		児童給付実施を受け廃止。児童給付の支給対象が第1子からになり、給付額も増額され、非課税となった
1980	1986	社会保障法改正		子どものいる低所得の就労家族に対する新たな援助の必要性の認識により、家族所得捕捉給付に代わり家族クレジットが導入
	1988	家族クレジット実施		受給者に就労を奨励するため、給付対象となる就労時間が短縮され、給付額の算出における稼働収入が、総所得から純所得へ改められた
	"	児童給付額の凍結		家族クレジット実施により1988年から3年間児童給付額が凍結された
	1989	児童法制定		子どものいる家庭支援サービスという考え方を明確に打ち出し、保育サービスの提供に関する規制が行われた
1990	1990~	民間登録保育所の普及		従業員のために企業内に設けられているものや、ボランティア団体やコミュニティグループによって運営されているもの、また民間企業が商売的に運営しているものなどがある
	1991	児童給付額引き上げ		すべての子どもに同額支給されていた、これまでの児童給付の構造が変わり、第1子のほうが第2子以降より給付額が高くなり、物価スライド制も導入された

1993	労働組合改革・雇用保護法制定(母性保護規定改正)	ECの妊娠労働者指令(92/85/EEC)に基づき改正(出産休職、休暇、手当)	
1997	ブレア労働党政権誕生	保守党のケインズ主義(高福祉高負担)の放棄路線を継承しつつ、福祉国家と新自由主義を止揚した「第3の道」を提唱	
"	行動準則の策定	賃金における男女差をなくすための実務的なガイダンス	
1998	保育サービスと幼児教育を一本化	省庁再編により、就学前の児童サービス等が教育・雇用省の所管として統合された	
"	全国保育戦略を策定	施設数の拡大とサービスの質向上に取り組むため	
1999	就業家族タックスクレジット導入	働いて得る収入と福祉の給付の差が小さく、就労すると実質所得が下がるという問題状況を改善し、就労促進をする目的	
"	育児休暇制度を制定	家族政策を重点課題として、子どもが5歳になるまでの13週間が認められ、父親か母親のいずれかが取得(ただし無給)できるようにするもの	
2000	パートタイム労働法	男性パートタイム労働者への対応を踏まえ、EUのパートタイム労働指令を国内法制化したもの	
	"	グリーンペーパー公開	良質で利用しやすい保育サービスの整備を強調「保育サービスの向上」「経済的に利用しやすい保育サービスの実現」「アクセスしやすい保育サービスの拡大」を柱に保育サービス戦略を取りまとめた
	"	児童扶養控除の実施	夫婦者控除に代わり、子どものいる家庭(16歳以下の子のいる世帯に適用)を支援するという考えから実施。

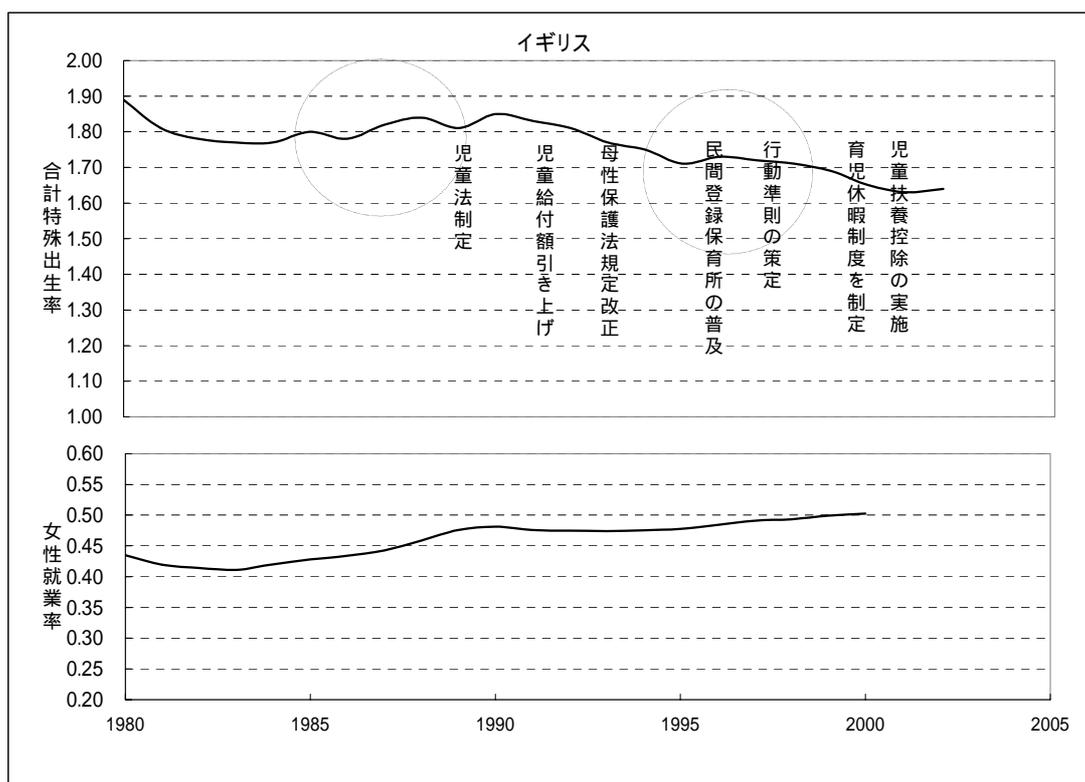
図 社会支出と家族支援給付の推移



2) 制度分析

- ・イギリスでは、1980年代中盤から緩やかに合計特殊出生率が上昇したが、1990年頃から減少に転じた。その後、1990年代後半に一旦、やや下げ止まりを見せている。
- ・1980年代後半には児童法の制定がなされている。また、1990年代中盤には母性保護法規定の改正が行われているとともに、1990年代を通して民間登録保育所が増加している。

表 1980年から2000年の「合計特殊出生率(TFR)」と「女性労働力率(FER)」の推移



	TFR		FER	
	増減	動きの大きさ ¹	増減	動きの大きさ
1980～1985	-	小	-	小
1985～1990	+	小	+	大
1990～1995	-	中	+	小
1995～2000	-	小	+	中

TFR：80～85年に減少後85～90で増加、その後減少。最終的には減少

FER：80～85年で減少、その後増加。最終的には増加

(7)カナダ

関連施策・制度の動向

- ・ 児童の養育は社会的責任であるという家族政策を背景に持ち、児童養育費の一部は国民全体が負担するという発想に基づき児童税給付を行っている。
- ・ 州の自治権が強く、州独自の決定に基づく児童給付が支給されている。

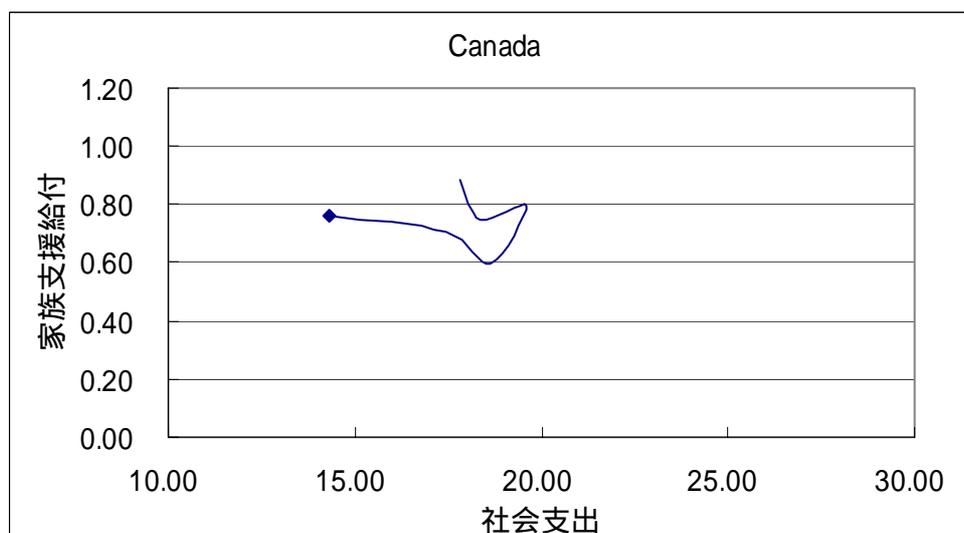
表 主な施策・制度

分野	施策・制度名	備考
雇用関連制度	出産休暇	女性についてのみ取得可能(17 週間)
	育児休暇	24 週間(無給)の休業が認められる 父及び母の休業がトータルで 24 週間以内でも可能
育児に対する経済的支援	カナダ児童税給付	子どもを持つ低所得、中流所得世帯を対象：所得制限あり (第 1 子：203.66 ドル、第 2 子：186.50 ドル、第 3 子：186.66 ドル/月額 2001 年度の純所得が 2 万 2397 ドル以下の世帯に適用)
	出産給付	実母または養母に対し、直近 52 週間、あるいは前回の申請時以降 600 時間以上働いていることが条件 (最大 15 週間支払われる)
	育児給付	実母または養母に対し、直近 52 週間、あるいは前回の申請時以降 600 時間以上働いていることが条件。申請は父親でも可 (最大 35 週間支払われる)
	カナダ・ケベック年金制度	扶養児童に対する給付
	児童特別手当	
	保育費控除	
地域における子育て支援	Day Care Centre	日中で子どもを集団で預かる施設(運営主体は、自治体、非営利団体、営利団体の 3 種類がある)
	Home Day Care	保育者の自宅で少人数の子どもを預かる(5 人までならライセンスなしでサービス提供が可能)
	Family Resource Centre	子育て家庭に対する支援サービスを提供する(子育て中の家族や自宅保育に従事する保育者、資格を持たないベビーシッターなどに対し、必要な情報・道具・場を提供する)
その他	ファミリー・プリザベーション運動	「子どもにとって最善な場所は生来の自分の家庭である」という考え方 (子ども家庭サービスプログラム、家庭支援、積極的にサービスを家庭に届けるプログラム、ホームビルダー・プログラムを強化)
	子ども家庭サービス法(オンタリオ州)	満 16 歳未満対象(ファミリーサービスに重点とする福祉サービス)
	納税方式	個人単位課税方式採用

表 過去30年間の主な動き

年代	年次	トピック	分野	概要
1970	1971	地域保健センター計画		保健センター設置により住民に密着したプライマリー・ヘルスケアの推進とサービスの瞬時的対応により、費用削減とシステム改革を同時に達成しようとするもの
	1973	家族手当改正		養育にかかる過重な負担を回避し、児童の発達に必要な平等な機会を与えることを主眼としている
	1974	児童給付物価スライド制		経済の変動に対応して、自動調整される
	1977	人権法制定		人種、国籍、年齢、性別、障害等についての差別が禁止され、救済のための機関としてカナダ人権委員会が設置された
	1979	児童税額控除実施		中・低所得世帯の児童養育費を援助するため、払戻型に設定し、受給要件は家計の純所得により決められ、給付額は世帯の児童数により変動する
1980	1982	失業率悪化		カナダ経済の不況が続き、実質成長率も低下、失業率は更に悪化、世界恐慌以来最悪の事態となった
	1986	雇用衡平法制定		すべての労働者がその能力以外の理由で雇用における機会や利益が損なわれることのないようにするために制定された
	1988	児童税額控除導入		児童不要控除を廃止、それに代わり非払戻型の児童税額控除を導入した
	1980 後半～	ファミリープリザベーション運動		子どもにとって最善な場所は生来の自分の家庭であるという考え
1990	1993	児童給付制度(CTB)		従来の家族手当及び児童税額控除を児童税給付に置き換え実施。児童に対する所得維持制度として重要な制度
	1998	Canada Child Tax Benefit 創設		National Child Benefit System の一環として創設

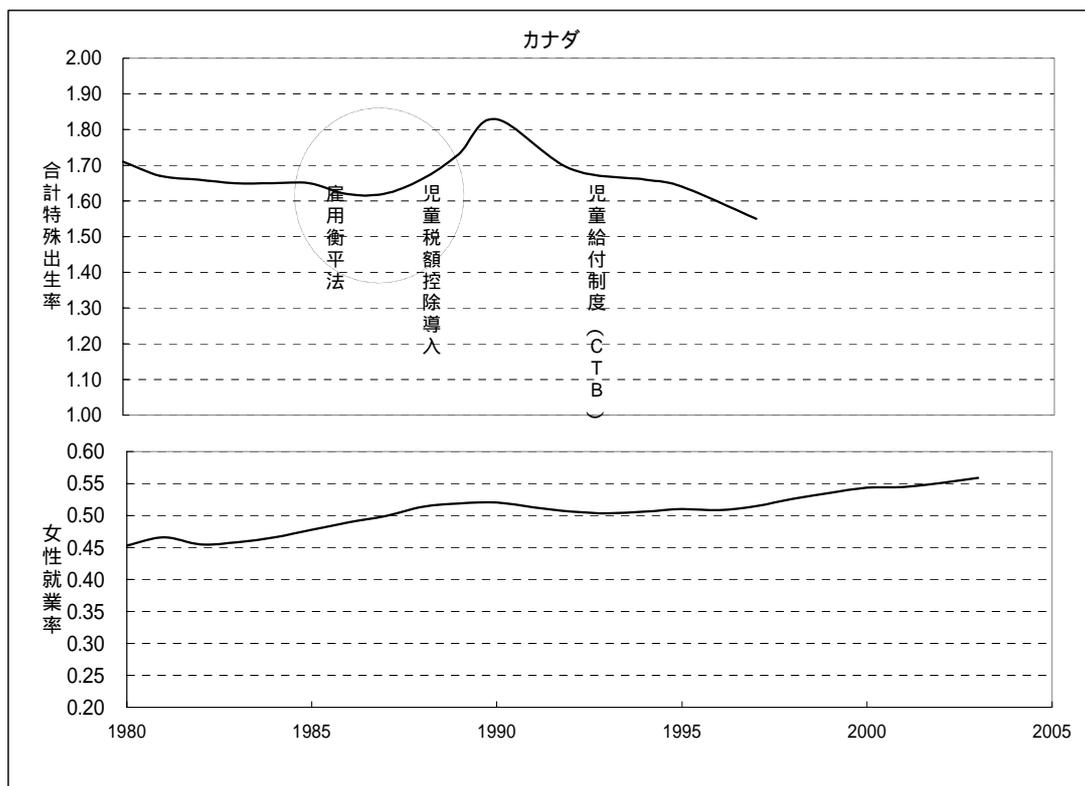
図 社会支出と家族支援給付の推移



2) 制度分析

- ・カナダでは、1980年代半ばを底に1990年頃まで、合計特殊出生率が増加し、その後減少基調が続いている。
- ・1980年代中盤から後半にかけては、雇用衡平法の制定や児童税額控除の導入が行われている。

表 1980年から2000年の「合計特殊出生率(TFR)」と「女性労働力率(FER)」の推移



	TFR		FER	
	増減	動きの大きさ ¹	増減	動きの大きさ
1980～1985	-	小	+	中
1985～1990	+	小	+	中
1990～1995	-	小	-	小
1995～2000		-	+	中

TFR：80～85年に減少後85～90で増加、その後減少。最終的には減少

FER：80～90年で増加、その後減少。最終的には増加

(8) フランス

関連施策・制度の動向

- ・ 経済的支援の種類が非常に豊富であり、多くは家族給付全国公庫により社会保険となっている。
- ・ 母親が3人以上の児童を育てるという家族モデルから、3人目以降の保障が特に厚い。
- ・ チャイルド minder が普及している。

表 主な施策・制度

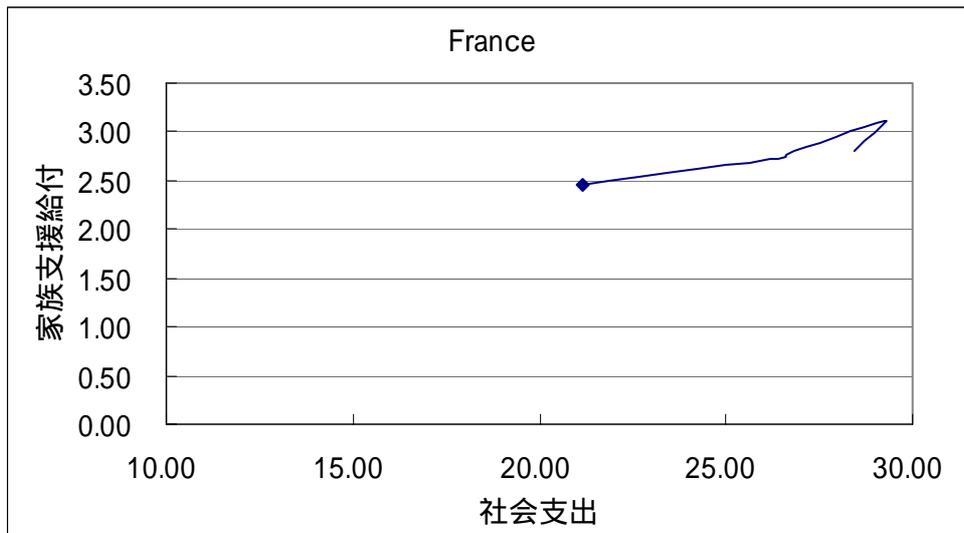
分野	施策・制度名	備考
雇用関連制度	出産休暇	第一子、第二子 出産予定日前6週間及び出産後10週間計16週取得可能 うち出産後6週間を含めた8週間は休暇取得義務 第三子以降 出産予定日前8週間及び出産後18週間 計26週) 出産休暇中の給与は80%が医療保険から給付される
	養育休暇	両親ともに児童が満3歳になるまで取得する権利 1~3年の休職か、週16~32時間のパートタイム労働への短縮のどちらかを選択できる
	在宅援助	家事ワーカー、ホームヘルパーによる家事援助・育児援助
	女性の職業復帰支援	6歳未満の子どもを有している母親が再就職、職業訓練受講などをした場合に支給。子ども全員幼稚園以上に就学 305 1-0(約41,175円)1人以上幼稚園以上に未就学 460 1-0(約62,100円)
	父親休暇	出生から4ヶ月以内に14日間連続して休暇を取得できる。休暇中の給与は国庫からの8割が支払われる。ただし使用者に義務はない
育児に対する経済的支援	家族手当(社会保険)	第二子以降の児童を有し、扶養する者への給付児童数2人:112.59 1-0(約15,199円) 児童数3人 256.83 1-0(約34,672円) 支給 以降1人につき144.25 1-0(約19,437円)増額(月額) また児童の年齢により加算 11~15歳 31.67 1-0(約4,275円)/月額 16~19歳 56.29 1-0(約7,599円)/月額ただし児童が2人の場合最初の児童には加算されない(いずれも月額) 財源は被用者と雇用主の「家族手当金庫」への保険料によりまかなわれる。 所得制限なし
	家族補足手当	3歳以上の児童が三人以上いる場合に給付 一律 146.54 1-0(約19,782円/月額) : 所得制限あり
	家族扶養手当	両親が片方もしくは両方いない児童を育てるものへの給付 (両親を欠く児童 1人につき:13,926円/月額 片親を欠く児童 1人につき:10,428円/月額)
	一人親手当	1人で児童を養育する親に所得制限額と実際の収入の差額を支給 所得制限額 707.19 1-0(約95,567円)/月額妊娠中は 530.39 1-0(約71,602円)/月額児童1人増加につき 176.80 1-0(約23,868円)/月額 増額 : 所得制限なし
	出産費用	妊娠出産に関連した医療費の全額と、出産準備講習の一部が医療保険により支払われる
	保育費用補助	認定チャイルド minder を利用している親に給付 児童の数と所得により支給額決定 3歳未満 151.78 1-0~354.19 1-0(約20,490円~47,815円)/月額 3~6歳 75.89 1-0~177.11 1-0(約10,245円~23,909円)/月額 : 所得制限なし
	賃金補助	基礎手当で受給の有無と休暇の取得割合により、126.77 1-0(約17,113円)~501.59 1-0(約67,714円)/月額の間で支給
	特別養育手当	障害がある児童を養育するものへの給付
	住宅手当	家賃生活世帯への補助
	新学期手当	9月の新年度開始に就学年齢の児童を養育する者へ支給 一人あたり 250.30 1-0(約33,790円)/月額 : 所得制限あり

	乳幼児迎え入れ手当	2004 年生まれの児童から適用 この制度の対象者は乳幼児手当で、養育手当で、在宅保育手当で、認定保育ママ雇用補助、養子給付は支給されない。(ただし 2003 年中に生まれた児童については引き続き支給)
	出産先行手当 (2004 年生まれの児童から適用)	出産時に 808.31 円(約 109,121 円)支給 :所得制限あり
	基礎手当 (2004 年生まれの児童から適用)	児童が 0~3 歳までの間 161.66 円(21,824 円/月額)支給 :所得制限あり(しかし 3 歳以下の児童を持つ家庭の 80~90%が対象となっている。)
	補助手当 (2004 年生まれの児童から適用)	認定チャイルドマインダーに児童を預けている場合と、労働を減らし自分で面倒を見ている場合に分かれる
	税制上の優遇措置 (2004 年生まれの児童から適用)	所得税の児童控除、自宅内外の有料保育利用控除
	年金上の優遇措置 (2004 年生まれの児童から適用)	子どもの数に応じた年金拠出期間の加算 三人以上児童を育てた場合、年金受取額 10%増額
	乳幼児手当 (2003 年生まれの児童まで適用)	妊娠 5 ヶ月目から児童が 3 歳になるまで児童 1 人につき 161.66 円(約 21,824 円)支給 :所得制限あり
	養育手当	3 人以上の児童を養育するために仕事を中断・短縮したものに、末子が 3 歳になるまで給付 職歴要件あり。完全休暇 501.59 円(約 67,714 円/月額)通常の 50%以上減 331.67 円(約 44,775 円/月額)20~50%減 250.81 円(約 33,859 円/月額)支給 :所得制限なし
	在宅保育手当	6 歳以上の児童の為にベビーシッターを雇う家庭への手当 ただし養育者が双方とも(片親の場合は 1 人)が働いている場合のみ 社会保険料相当額が保険料徴収組合に支払われ、本人には給付されない。(いずれも月額) :所得制限なし
地域における子育て支援	保育所	3 歳児未満の日中の保育 費用は応能負担 入所は措置 保育施設で行う集団保育所と行政に雇用されたチャイルドマインダーの家庭で行われる家庭保育所に分かれる
	保育学校	3 歳以上の未就学児対象の教育施設 8:30~16:30 まで(前後の延長あり) 費用無料、入学任意
	一時託児所	保育学校の休日の一時保育
	チャイルドマインダー	自宅で児童を預かる人。保育所として行政に雇用されるパターンと、家族と直接契約のパターンあり
その他	全国家族会議	家族政策の進捗状況の報告と、新規政策の発表の場 1982 年から開催され、1994 年に法律により義務化。首相が主催、関係大臣、国会の関連委員会委員長、労使団体、NGO 等が参加
	納税方式	世帯単位課税方式

表 過去30年間の主な動き

年代	年次	トピック	分野	概要
1970	1972	保育費手当		女性の就業を促進する目的
	"	男女平等原則		労働法典のなかで、賃金に関する男女平等原則を規定
	1977	家族捕捉手当		「単一賃金手当」や「主婦手当」に代わって新設。1985年の大幅改定後には、3歳未満または3人以上子どもを持つ家庭を対象にした家族給付に
	"	保育ママ制度		乳母制度が発展したもので、認制度を設け職業的な地位を強化した。費用がかからないこと、女性の雇用創出につながることで、親の都合に合わせてやすいことから発展した
	"	親育児休暇導入		「仕事と育児の両立」を可能にするために、3歳までの子どもを持つ親を対象に導入
1980	1980	家族保障所得導入		多子家族の状況改善のための対策の一つとして導入
	1982	労働法典改正		週の労働時間が40時間から39時間に引き下げられると同時に、早期退職制度が導入された
	1983	地方分権化法		母性・小児保護は県議会の所轄下となる
	1985	家族給付・関連給付制度		多様な手当制度の整備を目的としたもの
	1986	親育児手当		育児休暇中の無給状態を改善するために、第3子のために育児休暇を取る親を対象(働く母親の第3子出生を奨励し、しかも母親自身による子育てを推奨するという側面があり、女性を職場から遠ざけるものとの批判もあった)
	"	在宅保育手当制度		自宅でベビーシッターを雇用する場合と、集団保育の場合の費用の格差を考慮に制度化した
1990	1990	ドーラックプラン拡大		家族給付の年齢延長の特例や住宅手当の拡大
	"	認可保育ママ雇用家庭援助を制度化		身近な対人サービスの雇用創出に寄与するものとして位置づけられた
	1992	保育ママの職業的地位強化		法改正によりその地位を強化した
	1994	認定保育ママ制度支援		認定保育ママを雇用する家庭に対する援助、在宅保育手当を導入し、家庭における託児支援を重点的に行う
	1996	家族給付凍結		財政赤字と欧州通貨連合加入が原因
	1998	週35時間労働奨励法の公布		多様な働き方を実現する取り組みとして、週35時間労働奨励法が公布され、以後労働時間が減少傾向にある
2000	2003	全国家族会議		家族政策の進歩状況を報告するとともに、新たな家族政策を発表する場として開催
	2004	乳幼児迎え入れ手当		子どもを持つ労働者が仕事をする、しないの選択を自由に行い、仕事をする場合の託児の方法も出来るだけ自由に選択できることを目的に実施

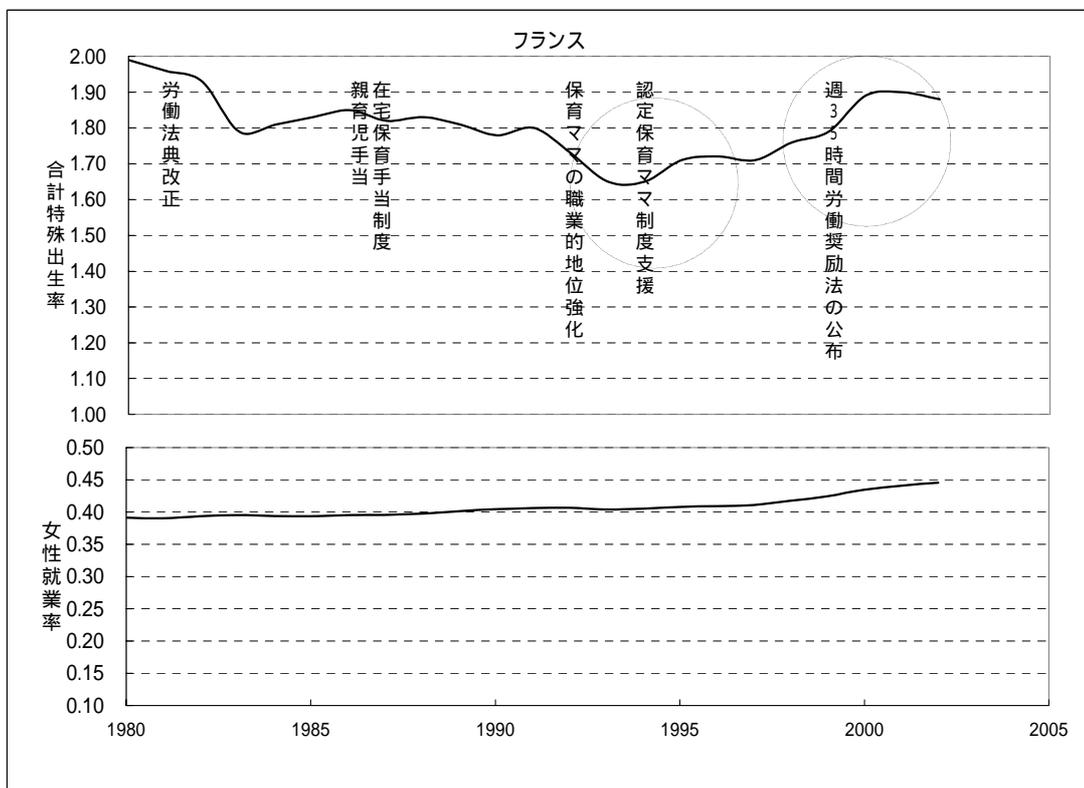
図 社会支出と家族支援給付の推移



2) 制度分析

- ・フランスでは、1990年代半ばから合計特殊出生率が上昇傾向にある。また、1990年代後半には上昇幅が拡大している。
- ・1990年代の前半から半ばにかけて、保育ママの職業的地位強化や認定保育ママ制度の支援が行われている。また、1990年代後半には週36時間労働奨励法が制定されている。

表 1980年から2000年の「合計特殊出生率(TFR)」と「女性労働力率(FER)」の推移



	TFR		FER	
	増減	動きの大きさ ¹	増減	動きの大きさ
1980～1985	-	中	+	小
1985～1990	-	小	+	小
1990～1995	-	小	+	小
1995～2000	+	中	+	中

TFR：1995年まで減少。85～95年は動きが非常に微小。最終的には減少。

FER：継続して増加。85～95年は動きが非常に微小。最終的には増加。

(9) イタリア

1) 関連施策・制度の動向

- ・ ファシズムの反省から、出生政策には消極的な歴史的背景を持つ。
- ・ 給付政策は貧困対策としての側面が見られる。
- ・ 休暇制度は比較的充実している。
- ・ 施設保育サービスの整備の遅れが目立つ。
- ・ 家族に対する給付制度は類似制度が多く、また支給主体もほぼ同一であり、制度間の差異が見えにくい、非常に複雑な制度となっている。

表 主な施策・制度

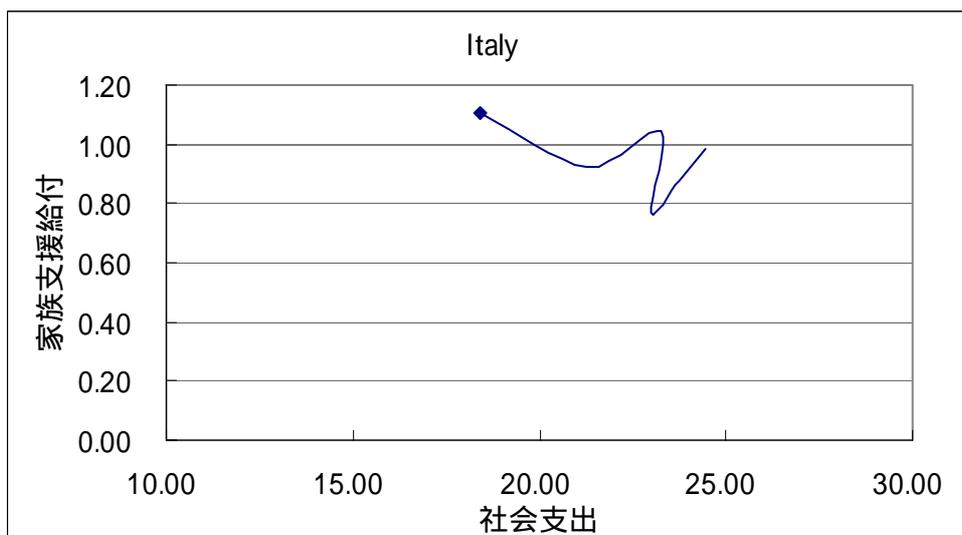
分野	施策・制度名	備考
雇用関連制度	出産休暇	産前2ヶ月、産後3ヶ月は強制産休期間。母親が死亡・育児放棄等の場合は父親も取得可能 出産休業前賃金の80%を給付 ただしほとんどの職場では、労使協定により、残りの20%も保障されている
	両親休暇	児童が満8歳になるまでの間、両親は合計10ヶ月の育児休暇取得可能(母親最大6ヶ月、父親最大7ヶ月)。給与の30%相当額支給
	日々の休息	母親は児童が満1歳になるまで、1日一定時間(6時間以上労働の場合2時間、6時間以下の場合1時間)育児の為に職場を離れることができる。その時間は、労働時間として扱われ、国から事業主に相当額を支給
	労働短縮への助成金	母親労働者に対して時短配慮を行った事業者には国から助成金
	子どもの病気にかかる休暇	満三歳までは上限なく、3歳～8歳までは両親各年間5日間取得可能
育児に対する経済的支援	コムーネ(市区町村)が委託した出産手当	出産に対し、世帯所得が一定水準以下であり、出産手当類似の現金支給を278.35ユーロ(約37,577円)/月額 得ていない場合にその差額を母親に支給。年額最大 1391.75ユーロ(約187,886円):所得制限あり
	全国社会保障機関が所掌する出産手当	出産に対し、労働者もしくは、辞職時期が出産前9ヶ月以内で、社会保険を基準内で納付していたものへ1,671ユーロ(約225,585円)支給
	核家族手当	年収が一定基準以下であり、未成年の児童を三人以上持つ家庭に給付。支給額は世帯人数と所得により決まる
	家族手当	低所得の農民、職人、商人の者が、主たる扶養者として、未成年もしくは学生の児童がいる場合に支給。扶養家族1人につき10.21ユーロ(約1,378円):所得制限あり
	出産医療費	公立病院利用の場合無料
地域における子育て支援	保育所	生後3ヶ月～3歳未満対象。公私比率約8:2 施設不足により待機児童が多い
	企業の保育所整備に対する助成金	職場内保育所を整備する事業者に対しては、125000ユーロ(約1億6875万円)を上限に建設費8割を補助、5年内に補助金の半分を返還させる制度あり
	ベビーシッター	ベビーシッターに関する資格・認定はない。ベビーシッターを使用しているものは、年間1550ユーロ(約209,250円)まで所得税控除可能
その他	全国児童青少年基金	児童・家族政策関連予算分配制度 政府予算で基金を設置、基準に従い全国に分配し、全国で所定プログラムを実施
	納税方式	個人単位課税方式

注：1ユーロ = 135円で計算

表 過去30年間の主な動き

年代	年次	トピック	分野	概要
1970	1971	保育所整備のための枠組み法が制定		保育所を「女性の就労を容易にし家庭を援助するために子どもを一時的に保護するもの」とした法律
	"	母親労働社保護法制定		出産・育児に関する休暇の権利とその間の給付などが策定された
	1975	家族法大改正		-
	"	家族相談員の設置		-
	1977	男女平等待遇法(労働)		育児休暇の権利を父親労働者にも拡大した
1980	1988	家族手当発足		被用者を対象とする制度の発足
	"	「核」家族手当		被用者及び被用者であった年金受給者の家族の福祉に資することを目的とする。未成年の子どもを持つ3人以上の家族に対し、家族構成と家族総所得に応じた手当を全国社会保障機関が支給する
1990	1991	私立保育所認可		公立保育所の整備目標が大きく下回ったため、私立保育所が認められるようになった
	"	ポジティブ・アクション法制定		「労働における男女平等の実現のための積極行動法」として制定。企業レベルでの男女平等を実現するため、各種の積極的な対策を企業に義務付けるという内容
	1994	家族手当拡充		子どもに着目した経済援助をねらいとしたもの。子ども数に応じ加算する制度
	1997	新規保育所設置支援		慢性的な保育所不足に対処するため、新規保育所の施設設置に資する約9000億リラの追加財源措置を講じてコムーネを支援している
	"	乳幼児の権利と機会増進の規範法		幼児の保育の増進を図るために制定された
	"	全国児童監察局設置		-
	1999	コムーネ委託出産手当		十分な収入を得ていない出産した母親に対し、経済的支援を目的として、コムーネから出産手当が支給される
2000	2000	全国社会保障期間の所掌する出産手当		保護の度合いの低い母親を経済的に支援するために規定された
	"	父親休暇		男女平等をうたうEUの考え方に合せ、父親が育児についてより大きな役割を果たせるようにするために認めた
	"	日々の休息		母親労働者等の勤務時間を配慮するねらいで実施。母親労働者は子どもが満1歳になるまで、育児のために有給で1日一定時間、育児のために職場を離れる時間が認められ、帰宅して子どもの面倒を見ることも出来る
	"	出産休暇「出産に関する強制的労働抑制」		産前・産後に労働者が労働することを控えるように義務付けたもので、女性労働者に対して、出産時に5ヶ月の出産休暇が与えられ、一定の場合には延長が可能
	"	両親休暇		男女均等をうたうEUの考え方を踏まえ、子どもが満8歳に達するまでの間、両親は合計10ヶ月の育児休暇を取得できる
	2003	一時金支給制度		少子化の改善、特に、第2子以降の子の出産が減少している状況を改めるため、第2子以降の出産した母親に対し、経済的支援として1000ユーロを「ボーナス」として支給する制度を創設(一年間の時限措置となっている)

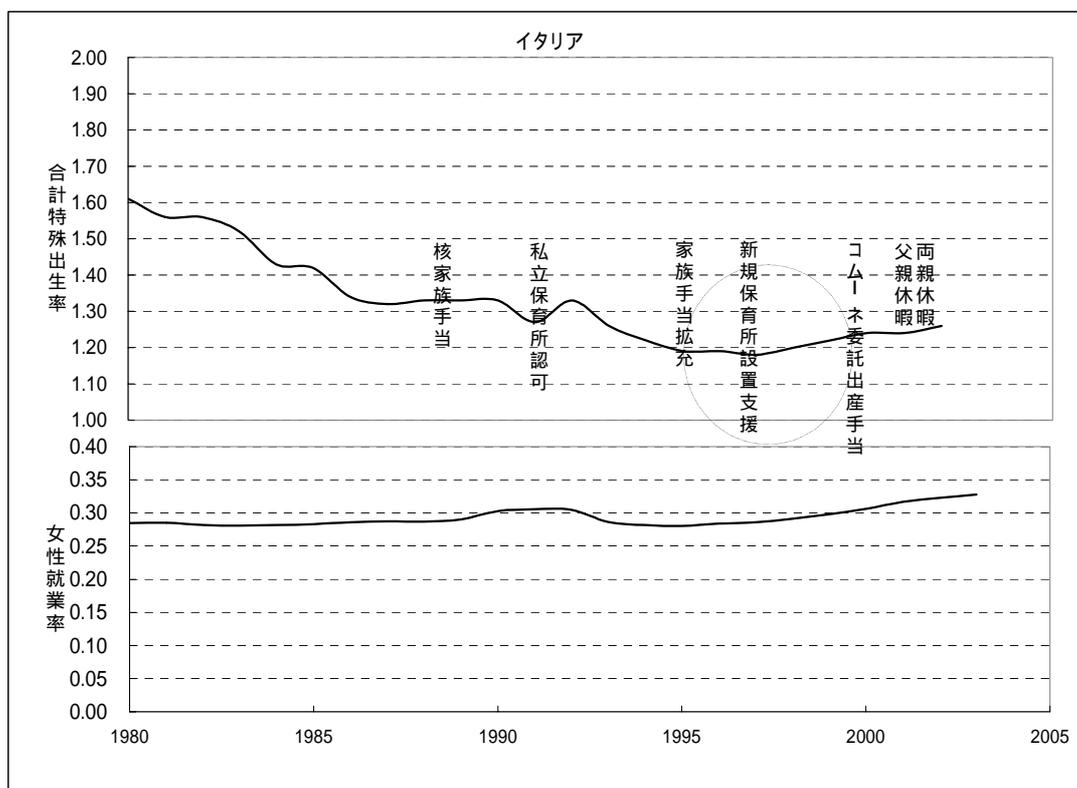
図 社会支出と家族支援給付の推移



2) 制度分析

- ・イタリアではこの 20～30 年の間、合計特殊出生率が低下を続けてきたが、1990 年後半を底に、緩やかに増加に転じている。
- ・1990 年代中盤から後半にかけては、家族手当の拡充や新規保育所の設置支援、コムーネ委託出産手当の支給が行われている。

表 1980 年から 2000 年の「合計特殊出生率(TFR)」と「女性労働力率(FER)」の推移



	TFR		FER	
	増減	動きの大きさ ¹	増減	動きの大きさ
1980～1985	-	大	-	小
1985～1990	-	小	+	小
1990～1995	-	中	-	中
1995～2000	+	小	+	中

TFR：80～95年に減少後、増加。最終的には減少

FER：95年までわずかに減少 増加を繰り返し、大きく増加。最終的には増加

(10) 日本

関連施策・制度の動向

- ・ 児童手当が比較的低い。
- ・ 関連制度の成立が比較的遅い。
- ・ 子育ては家庭で行う価値観が根強く、保育施設の整備の遅れが見られる。

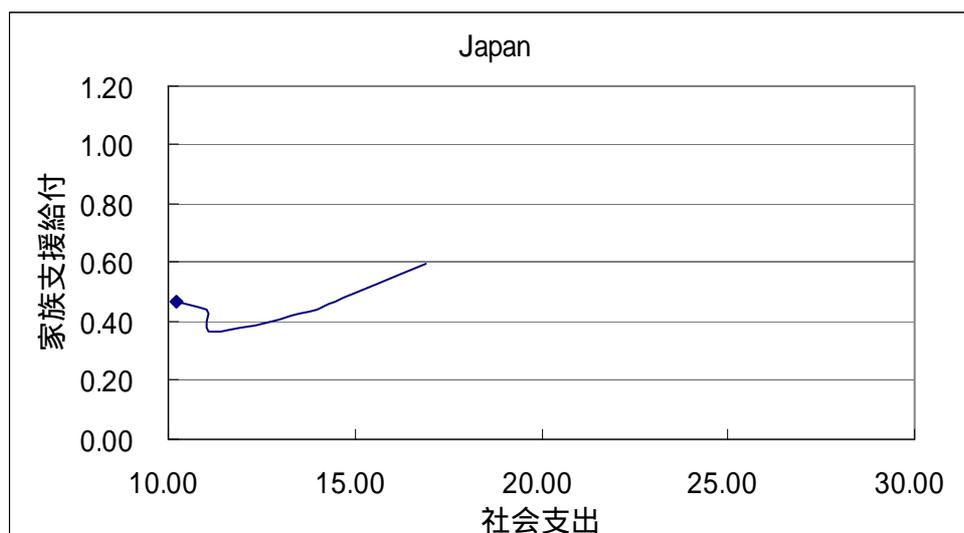
表 主な施策・制度

分野	施策・制度名	備考
雇用関連制度	出産休暇	産前6週から産後8週まで計14週間取得可能(産後6週間は強制休暇・出産休暇中の日数は出勤とみなされる。)給与は60%保障
	育児休暇	児童が1歳になるまでの期間、最長一年間一回の連続した休暇を取得可能 給与の30%保障及び休暇終了時に休暇中の給与10%給付
	パートタイム労働法	パートタイム労働者の適正な労働条件確保、雇用管理の改善等を規定した制度として1993年から施行
育児に対する経済的支援	出産一時金	1人子どもを出産するごとに30万円の一時金支給
	児童手当	第1子、第2子5,000円、第3子以降10,000円(月額)小学校3年生終了時まで支給:所得制限有り
	扶養控除	扶養家族1人につき38万円の所得控除
	特定扶養控除	16歳以上23歳未満の扶養家族1人につき63万円所得控除
	児童扶養手当	母子家庭に支給 所得と児童数に応じて金額変化(児童1人の場合月額10,000円~42,370円):所得制限有り
地域における子育て支援	保育所	両親が就業している家庭の0歳~6歳までの児童の保育
	つどいの広場	乳幼児を持つ親の交流の場
	ファミリーサポートセンター	地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。保育所までの送迎、児童預かりを行う
	一時保育	専業主婦がリフレッシュや急用の際に一時的な保育を行う
	地域子育てセンター	子育て不安に対する相談指導、子育てサークル等への援助
その他	納税方式	配偶者に対する控除(配偶者控除、配偶者特別控除)

表 過去30年間の主な動き

年代	年次	トピック	分野	概要
1970	1972	児童手当実施		小さく生んで大きく育てることを狙いとして創設された
1980	1985	年金法改正		女性の年金権が確立
	1986	男女雇用機会均等法		雇用の分野における女性に対する差別的扱いの禁止
	1987	配偶者特別控除創設		サラリーマンの夫を持つ妻に対する内助の功を評価する目的で作られた
1990	1990	少子化対策		エンゼルプランとして、厚生省、労働省、文部省、建設省の4省合意で始まった。保育サービスを少子化対策の有効な手段としている
	1992	育児休業法		子どもが1歳に達するまでが対象期間。休業前賃金の40%を育児休業給付(雇用保険制度)として支給
	1995	育児休業給付		雇用保険制度により育児休業を取得した被保険者に対し、休業前賃金の25%相当額の育児休業給付が支給される
	1997	児童福祉法改正		措置という行政処分による入所が基本であった保育システムを、保護者の選択性をより強めた契約によるものへと転換する目的で改正された
	1999	男女共同参画社会基本法		セクシャルハラスメントに関する雇用管理上の事業主の配慮義務を規定
	"	少子化対策基本方針		新エンゼルプランとして発表。硬直的な保育サービスの供給システムを柔軟化し、利用しやすい保育所へと変えることを目標
2000	2001	育児給付金引き上げ		休業前賃金の40%相当額の育児休業給付が支給される
	"	中央省庁等改革による厚生労働省の設置		保育関係が労働省施策とのリンクを強めることが予想される

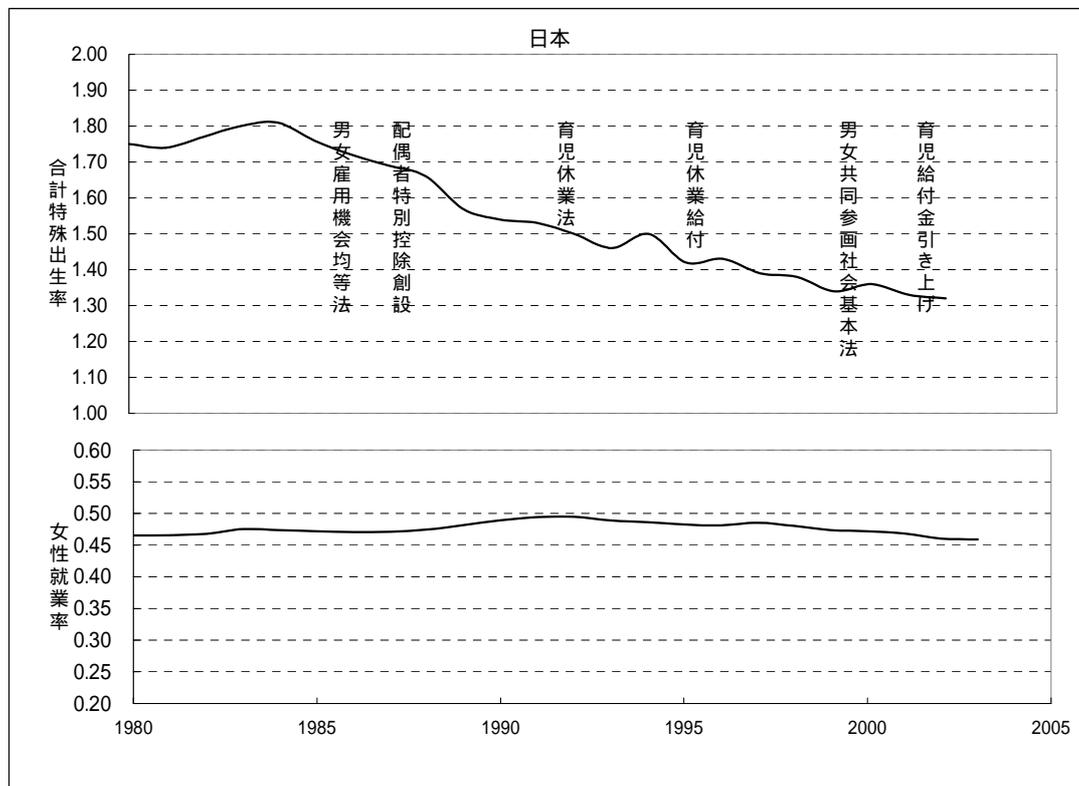
図 社会支出と家族支援給付の推移



制度分析

- ・我が国では、1980年代前半からほぼ一貫して合計特殊出生率が減少を続けており、現時点では下げ止まりの兆候は見られない。

表 1980年から2000年の「合計特殊出生率(TFR)」と「女性労働力率(FER)」の推移



	TFR		FER	
	増減	動きの大きさ ¹	増減	動きの大きさ
1980～1985	+	小	+	小
1985～1990	-	小	+	小
1990～1995	-	中	-	小
1995～2000	-	小	-	小

TFR：1980～1985年にかけて微増後に一貫して減少 最終的に減少

FER：80年代に増加 90年代に減少し、最終的には増加

¹動きの大きさは各年どうしの変数の差 a の絶対値とし、以下に定義する。

大きさ	TFR	FER
小	0.1	0.02
中	$0.1 < a \leq 0.3$	$0.02 < a \leq 0.05$
大	$0.3 < a$	$0.05 < a$